

(4) 質的金融調節の広範化

「金融機関資金融通準則」

昭和22年（1947年）2月28日、政府は「産業資金の供給調整に関する措置要綱」⁽¹⁾を決定した。そのねらいは、「石炭工業及び肥料工業等現下の最重点産業の所要資金を優先的に確保し、一方不急産業への資金の融通は極力これを抑制して生産の均衡的発展を図り産業の復興を促進する」とこと、「現下の資金蓄積及び資金需要特に財政需要の状況等を勘案して産業資金総額について凡その目標を樹て原則として産業資金の供給をその範囲内に止めインフレーションの防止に努める」ことなどにあった。

この措置要綱は、前述した「産業資金の供給に関する措置要綱」（昭和22年1月7日経済閣僚懇談会了解）とほとんど変わることろがなく、①産業資金供給総額の目標を定め、その範囲内で最重点産業（差し当たり石炭鉱業・鉄鋼業・肥料工業）資金、重要産業設備資金、一般産業運転資金等についてそれぞれ供給計画を概定し、②この計画を基礎にして主要金融機関につき融資限度を設け、③金融機関にその限度内において、別に定める資金融通準則および産業資金貸出優先順位表に従い融資を行わせる、というものであった。それは、物的面における超重点生産方式に即応して、金融機関の産業資金貸出を量的に規制するだけでなく、質的にも規制を加えるものであって、後述する昭和24年春のドッジ・ライン実施に伴い実質的に廃止されるまで、資金融通準則に基づく融資規制は戦後金融政策の運営を彩る特色をなした。

「金融機関資金融通準則」（以下「資金融通準則」という）と別表「産業資金貸出優先順位表」は、「金融緊急措置令施行規則」第13条第2項に基づき、昭和22年3月1日に告示（大蔵省告示第37号）された。「資金融通準則」により、日本銀行以外の銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫は、イ、資金の吸収に全力を傾注し、日本銀行借り入れに対する依存傾向を排除して、健全な金融秩序を確立するとともに、日本経済再建の目的に即するよう資金の運用を最も効率的に行うことを目指とする。

- ロ、資金を融通する場合にはこの準則の定めるところにより自主的に規制を行う、
- ハ、日本銀行の指導のもと、その所属団体の自主的申合わせにより融資残高の増加最高限度を設定し、これを厳守する（ただし、大蔵大臣の指定する資金について⁽²⁾は最高限度の制限を適用しない）、
- ニ、融通資金は、産業資金貸出優先順位表に定める基準に従ってまず最重要産業の所要資金に充当し、次にその他の緊要な資金を供給するものとし、これ以外の資金融通は最小限度にとどめるよう計画的に運用する、
- ホ、融通資金に余裕のある金融機関は、日本銀行の融資あっせんに協力するとともに、自主的に金融機関相互間の資金疎通をはかり、必要な産業資金の供給を円滑にする、
- ことになった。

上記ハ、の自主的申合わせによる融資残高増加額最高限度は、銀行の場合、公金預金と金融機関預金を除く一般自由預金増加目標額の一定割合と定められ、一定割合とは差し当たり50%とし、情勢により日本銀行と協議のうえ変更できることにされた。⁽³⁾一般自由預金増加目標額の残余の50%については、国債の買入れ、預金の払戻しまたは日本銀行借入金の返済などに充当し、日本銀行に対する依存傾向を是正することにした。

「資金融通準則」別表の産業資金貸出優先順位表は、全産業を11種・32部門に分け、部門によってはさらに細かく分類して総体で460業種とし、それぞれにつき設備資金、運転資金別に甲の一、甲の二、乙、丙の4段階の順位を表示していた（表2-7）。石炭、亜炭、銑鋼一貫製鉄、普通銑、平炉製鋼、圧延業、過磷酸石灰、硫安、石灰窒素の9業種が甲の一に格付けされたが、特例として、①日本銀行再割引適格の商業手形およびこれに準ずる優良手形で日本銀行の承認するもの、②日本銀行のスタンプ手形、③貿易庁認証の貿易手形は、運転資金の順位甲の一に準じて取り扱うことに定められた。昭和22年4月～12月中の実績によると（表2-8）、貸出純増額の過半は甲の二であり、優先度の高い甲の一、準甲の一、甲の二が全体の70.3%を占めていた。融資規制のねらいはおおむね達成できたと

いえよう。

表 2-7 産業資金貸出優先順位別業種数

○ 昭和22年3月1日現在

優先順位	設備資金	運転資金
甲の一	9	9
甲の二	60	146
乙	253	229
丙	138	76
合計	460	460

○ 昭和22年6月13日改正

優先順位	設備資金	運転資金
甲の一	8	8
甲の二	72	189
乙	290	237
丙	147	83
合計	517	517

(注) 配給機構の改正など情勢の変化に伴い、産業資金貸出優先順位表が実情に適合しなくなったので、昭和22年6月13日に改正が行われた。主要な改正点は、①順位表の産業分類を事業の実態と合わせたこと、②順位の引上げと引下げを実施したことであった。

(出所) 昭和22年3月1日大蔵省告示第37号別表「産業資金貸出優先順位表」、昭和22年6月13日大蔵省告示第121号別表「産業資金貸出優先順位表」により作成。

表 2-8 産業資金貸出優先順位別貸出純増額

(単位：百万円)

	昭和22年 4月～6月	7月～9月	10月～12月	合 計
甲の一	△ 509(△ 5.3)	968(7.6)	2,566(7.4)	3,025(5.3)
準甲の一	1,384(14.5)	180(1.4)	3,665(10.6)	5,229(9.2)
甲の二	6,323(66.2)	5,532(43.5)	19,814(57.4)	31,669(55.8)
乙	2,334(24.4)	5,274(41.4)	5,876(17.0)	13,484(23.7)
丙	16(0.2)	772(6.1)	2,587(7.5)	3,375(5.9)
合 計	9,550(100.0)	12,728(100.0)	34,513(100.0)	56,791(100.0)

(注)1. △印は純減を示す。

2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第12巻、204ページ。

本行貸出の規制方針等

前述のような傾斜生産方式の採用と、これに即応した産業資金の供給規制の動きに対応して、本行はすでに昭和21年12月19日に「資金配分調整ニ伴フ本行貸出規制方針」および「中央地方ヲ通スル資金交流斡旋方針」を内定し、政府と連合国最高司令部の了解を得ることにしていた。

前者の「本行貸出規制方針」は、現下の金融情勢および「金融緊急措置令」に基づく「資金融通準則」に即応して、産業資金と財政資金は極力市中金融機関の

新規蓄積資金により賄わせ、本行借入れ依存を抑制することをねらいとして、取引先の資金運用状況を常時監査するとともに、その実績に基づき、新構想の高率適用制度を中心とする新規貸出の抑制策を実施する一方、重要産業に対する資金供給を円滑にするためスタンプ手形制度を活用することなどを定めたものであった。「資金交流斡旋方針」は、財政資金および重要産業等に対する資金供給の順便と資金の効率的使用に資するため、公社債の消化や事業会社融資等につき市中金融機関に対し積極的に資金運用のあっせんを行うとともに、短期国債の売買や本行売出手形の売却等による短期資金運用のあっせんにも努めるとしていた。⁽⁵⁾

このような融資あっせんという構想は、金融緊急措置実施直後の昭和21年3月16日付本行支店長あて通知中の「生必物資の生産増強に付て資金上の隘路あらば、本行としては之が適実順便なる供給に遺憾ながらしむる様金融機関を指導する」という方針のなかでもすでに見受けられていた。しかし、制度的には、上記の「資金交流斡旋方針」に基づき、22年1月15日、本店内に融資斡旋委員会を設け、営業局に融資斡旋課を置くことにしたことに始まる。本行理事を委員長とする融資斡旋委員会は、金融機関資金運用のあっせん方針、本行の市場資金操作方針、「資金融通準則」による監査方針等の企画立案を所管し、融資斡旋課は同委員会の庶務事項を担当したが、1月20日に「融資斡旋要領」が支店等に通知され、直ちにあっせんを開始した。

本行貸出規制方針に関しては、政府の「資金融通準則」による融資規制措置についてほぼ関係方面的の了解が得られた直後の昭和22年2月22日に、各支店長あて通知が出された。翌々日の24日、本行総裁は市中金融機関の首脳を招き、「資金融通準則」に基づく融資規制開始の趣旨を述べ、市中金融機関に格段の努力と協力を要望するとともに、今後の日本銀行の方針——高率適用制度の復活、スタンプ手形制度の活用、融資規制の状況監査——を明らかにした。今後の方針に関する総裁談話は、2月22日付支店長あて通知「本行貸出規制方針の件」に沿うものであり、本行の意図を知るには上記の通知のほうが適切であると思われる所以、以下に引用しておこう。⁽⁷⁾

今般政府は……石炭、肥料及び鉄鋼生産の増強を主眼とする超重点主義採用の方針を

決定し、之に伴い金融面に於ては産業資金の供給に関する緊急措置を策定し、金融機関資金融通準則の制定を見ることとなつたがこの金融非常措置はインフレ抑圧の為め財政資金及び産業資金は極力新規蓄積資金を以て賄い、本行貸出の増嵩は厳重に抑制して通貨の膨張を阻止すると共に他面重要産業資金は本行の指導の下に金融機関の自主的調整に依つて優先的に確保することを目的とするものであり、此等政府の措置に対応して通貨価値安定の責に任ずる本行としても金融面より最善の手段を講ずることとし別紙の通り貸出規制方針を樹立すると共に、金融機関の自主的調整の指導に当り又中央地方を通ずる資金交流の斡旋に付ても積極的努力を為すこととなつた次第である。

しかしながら今次の政府及び本行の措置は……影響するところ頗る広汎深刻で……その円滑なる運用は通貨当局としての本行の適切なる指導に俟つところが極めて多いことは申す迄もない。

就ては過般來展開中の救国貯蓄運動の推進に努力すると共に今次政府及び本行の信用膨張阻止の強力措置の趣旨の徹底を図り、殊に金融機関に対しては資金融通準則の遵守方に関して充分の警告を与え、又同準則に基く自主的調整による協力が自らの使命であり且つ最終的活路である点等を充分に御説明の上^{ママ}方遗漏ないよう御指導願いたい。

(別 紙)

本行貸出規制方針

第一、原則

現下の金融情勢及び金融緊急措置令に基く金融機関資金融通準則に対応して、産業資金及び財政資金は極力新規蓄積資金を以て賄はしめることとし、本行えの依存を抑制するものとする。

右に伴つて資金の効率的使用に資する為め中央地方を通じ資金交流斡旋を積極的に行うものとする。

第二、貸出規制方法

(1) 融通方針

今次の金融機関資金融通準則に依るときは取引先が本行の信用造出（商業手形再割引を含む）に依存する場合は原則として生じないわけであるが、市中金融の実情に鑑み取引先の資金繰関係に依り或る程度は融資を行うことも已むを得ないものと認められる。之が為め本行の取引先に対する融通方針としては、金融機関資

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

〔ママ〕
金融通準則の遵守状況を常時鑑査の上飽く迄もその資金繰不足戻に付き一時的に
繫資金をのみ融資する建前を堅持することとし長期持続的に本行との依存を為す
如きことをなさしめないものとする。

(2) 高率適用

前項の一時的繫資金の融資の限度として、取引先毎に一定の貸付標準額を設け、
右貸付標準額……を超える貸付に付ては厳重抑制の意味を以て高率を適用するこ
ととし別に高率適用手続を制定する。

但し重要産業資金供給の順便を図る趣旨を以て貿易手形、スタンプ手形等を担保
とする貸付に付ては差当り高率適用の枠外とし、又商業手形の再割引及び当座貸
越はその性格に鑑み次項に依り規制のこととし高率適用の枠外とする。

(3) 商業手形再割引及び当座貸越の取扱方

商業手形の割引に関しては特に商品の種類及び其の緊要性、商品の価格及び流通
経路の適正、手形関係人の信用状況並に手形期間に付き厳重査定を加え寛に流れ
ることのない様取扱うこととし、又当座貸越に付ては其の性格並に高率適用の趣
旨に鑑み長期に亘り貸越を継続せしめることのない様取扱うこととする。

(4) スタンプ手形の活用

重要産業資金の供給確保に資する為めスタンプ手形の適用業種を拡充し、且高率
適用外のものとするが、之が資金は徒らに本行依存を為さしめるのは金融機関資
金融通準則にも反することとなるから、寧ろ手形市場育成の本旨に則り之が市中
売買を指導し中央地方資金交流の一助ともすることとする。

(5) 貸出の回収

取引先の資金運用の状況監査の結果余裕があると認めたとき又は好ましくないも
のがあるときは本行既往貸出金の返済を実行せしめるものとする。……

(6) 其 他

財産税其の他特殊の事情に基く資金需要に付ては別に考慮することとする。

第三、取引先資金運用監査

取引先の資金運用監査に付ては金融機関資金融通準則に基き別に報告を徴求し、常
時厳格なる監査を加え取引先の資金運用方針及び状況が同準則に違反して居るもの
と認めたときは第二(2)の貸付標準額の範囲内であつても高率を適用し場合に依つて
は貸出総額を制限し、手形再割引、スタンプ手形等を担保とする手形貸付等に付て
も之に応じないものとする。尚取引先の営業振如何に依つては貸出回収を強行する

ことも考慮することとする。

本行は「資金融通準則」に基づく融資規制の開始に即応して、本行貸出の抑制と融資あっせんを通じて背後から傾斜金融を推し進め、経済の復興と安定を同時に達成しようとしていたといえよう。もっとも、金融機関の中には融資規制について、「金融面のみ先走つて統制を強化しても経済再建上どれだけの効果を期待出来るか漠然と疑問視している向が多」く、新構想の高率適用制度に対しても、「市中金融機関としては金繩が重要問題であつて金利の一厘高位何等問題とならず更に一層高率の幅を大きくせよ」とする意見が「圧倒的で」あり、一部には「今日質的方面から貸出の規制が行われている際高率適用によつて量的調整をなすのは理論上矛盾があり徒らに市場金利高騰を拍車づけるに過ぎない」と反対する向きもあった。また、スタンプ手形の活用については、「一般に手続煩瑣のため余り利用せられず、……概して消極的」であったといわれている。⁽⁸⁾

新構想の高率適用制度

上記の「本行貸出規制方針」で述べられていた新「高率適用手続」は、昭和22年2月22日に各支店長に通知され、3月1日から実施された。前年8月の「金融機関経理応急措置法」施行に伴う混乱防止のため、同月12日以降停止されていた高率適用制度は新しい装いのもとに復活した。その大要は次のとおりである。

高率適用の対象となる取引先金融機関は、従来は銀行に限っていたが、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫も対象範囲に含めた。高率適用対象貸出を手形貸付中の一般貸付とした点は従来と変わりないが、今回の本行の貸出規制では、短期のつなぎ資金についてのみ信用供与を認めるという方針をとっていること、ならびに貸出標準額は1か月ごとに更新されることの2点から、高率適用の対象となる一般貸付の手形期間を1か月以内に限定した反面、一般貸付のなかでも貿易手形・スタンプ手形および本行の承認した繭手形などを担保とする貸付を適用対象外とした。

高率適用の方法については、対象金融機関の前月末新勘定総預金残高（指定金銭信託および債券発行高を含む）の1%をもって貸付標準額とし、同標準額以内

の貸付には各担保別の最低利子歩合を適用するが、標準額を超える貸付に対しては、さしあたり最低利子歩合より1厘高の高率を適用し、情勢に応じ最高3厘高まで引き上げると定められた。従来は、毎年四半期末現在の預金残高の5%相当額を貸付基準額とし、同基準額を超える貸付については最低利子歩合の1厘高、基準額の2倍を超える貸付に対しては同2厘高の高率を適用していたのに比べて、新構想の高率適用制度は厳しくなったといえよう。また上記のように高率適用対象外の貸出を認めたものの、これは本行の信用造出に依存して取引先金融機関がその所要資金を賄うことを認める趣旨ではなく、すべて一時的つなぎ資金である場合に限りこれを認めるというものであった。

その後一万田総裁在任中の昭和20年代を通じて高率適用制度が非常に弾力的に活用されたが、その運用ぶりをみると、同制度の本来の目的である、本行信用を過度に乱用する市中銀行に対する個別的懲罰という色彩がしだいに薄まり、逆に本行の貸出実効金利を変動させることにより、市中銀行全体の信用供与活動に影響を及ぼそうとするねらいがしだいに強まっていった。本行貸出の中に占める高率適用貸出の比率は時期により上下しているが、このような変化がもっとも顕著に現われたのは昭和28年～29年の金融引締め時で、後述のように第2次高率適用貸出残高は29年以降本行総貸出残高の5割～6割を占めるようになった。こうなれば、高率適用が実質的に公定歩合の役割を果たしており、公定歩合は「低率適用」に転化したといえよう。こうした高率適用制度運用上の変化は段階的に進行したもので、すでにこの昭和22年春の同制度の復活時点において、このような変化の芽生えは現れていたと考えられる。一万田総裁が公定歩合操作に代わるものとして高率適用制度を活用しようと考え始めたのは、公定歩合と異なり政府の認可が不要であり（昭和24年の政策委員会設置まで）、また連合国最高司令部に対する説明も簡単に済んだからであるといわれている。⁽⁹⁾

なお前記のように昭和22年3月から高率適用制度が復活した後、証券業者と短資業者に対する高率適用手続も制定され、1か月遅れて4月1日から実施された。終戦後の本行貸出の規制に伴って、これまで証券業者および短資業者に対しては原則として貸出を行わない方針をとってきたので、これら業者に対する本行

貸出はほとんどなかったが、将来緊急やむをえないつなぎ資金等を融通する必要も生ずることが予想されたため、戦前からの貸付限度額制に代えて高率適用制度を設けることにしたものである。

「証券業者及び短資業者に対する高率適用手続」によると、高率適用の対象となる貸出は両業者に対する手形貸付中一般貸付すべてとし、証券業者については貸付標準額を設けず、新規貸付の全部に最低利子歩合より3厘高の高率を適用することになっていた。短資業者については、毎月央の東西両市場におけるコール取入れ高の1%相当額をもって貸付標準額とし、同標準額を超える貸付に対して最低利子歩合より3厘高の高率を適用すると定められた。なお、証券業者と短資業者に対する貸付の手形期間はなるべく10日以内とし、やむをえない場合でも1か月以内とされた。

スタンプ手形制度適用業種の拡充

「本行貸出規制方針」中、スタンプ手形の活用については、「資金融通準則」の実施に即応するとともに、重要産業の生産増強の緊要性にかんがみ重要産業生産資金の適切かつ円滑な供給をはかるため、本行は、昭和22年3月1日から、産業資金貸出優先順位表において運転資金甲の一、または甲の二に格付けされた産業のうち、表2-9に掲げる業種にスタンプ手形制度を適用することにした。これに伴い廃止された、これまでの適用業種の指定（炭鉱業、肥料製造業、生糸・紡績を除く繊維加工業、緊要な地方特殊工業）に比べれば、格段に適用範囲が拡張されたことは明らかであろう。

本行売出手形売買の取扱い要項

昭和21年12月19日の「中央地方ヲ通スル資金交流斡旋方針」に掲げられていた本行売出手形の売買による市場資金操作については、翌22年2月15日に大蔵大臣の認可を得たので、同月22日、「本行の売出手形売買取扱要項」を支店長に通知した。

この要項によると、本行の貸出中商業手形再割引ならびにスタンプ手形および

表 2-9 昭和22年3月1日実施のスタンプ手形制度適用業種

部 門 別	業 別	細 目 別
採 鉱 業	金 属 鉱 業	○鉄鉱(砂鉄を含む)、○硫化鉄鉱
	石 炭 鉱 業	○石炭、○亜炭
紡 織 工 業	生 糸 製 造 業	○器械生糸製造
	化 学 纖 維 製 造 業	○人絹、○スフ
	紡 織 業	○絹糸、○毛糸、○綿糸
	織 物 業	○綿織物、○スフ織物(交織物を含む)、○絹織物(同)、○毛織物(同)
金 属 工 業	製 鋼 業	○銑鋼一貫作業を営むもの、○普通銑のみを製造するもの、○平炉製鋼によるもの、○圧延のみ行うもの ○金、○銅
機械器具工業	非鉄金属製鍊業	
	農林水産機械器具製造業	
	紡績機械器具製造業	
	車両製造業	○鉄道・軌道用車両、○普通自動車、○普通自動車車体
	船舶修業	○鋼船、○木船、○船舶修繕業
窯 業	船舶用機関艤装品等造修業	
化 学 工 業	セメント製造業	
	工業薬品製造業	○ソーダ灰、○苛性ソーダ
	製 紙 業	
	肥料製造業	
地方特殊工業	(ただし運転資金甲の一または甲の二に属するものに限る)	

(出所) 日本銀行保有資料。

貿易手形担保貸付残高相当額を売出手形の売出基準額とし、本行を振出人・受取人・支払人(引受け人)とする為替手形を、100万円単位で取引先に売却するというものであった。そのねらいは、市場資金の効率的な使用を促進する施策の一環として、地方銀行等の余裕資金の運用を順便にすると同時に、本行への資金還流をはかることにあった。ただし、その実施に際しては、政府短期証券の市中消化を阻害しないことを旨とし、もっぱら地方銀行等がその資金繰りからみて真に必要と認められる場合に限り、地方銀行等の希望に応じて売却を行う方針がとられた。もっとも、売出手形売買取扱要項を定めた後、大蔵省証券と復興金融金庫の発行する債券(復興金融債券)の市中消化を優先する必要が生じたので、本行売出手形の売却措置は一時見合わせることにしたが、結局、そのまま実施を見るまでに至らなかった。

同じく「資金交流斡旋方針」に挙げられていた短期国債の売買も、早急に条件改定を行うことができなかつたので本行の意図したように運ばなかつた。このため、本行の融資あっせんは、当初の構想では地方銀行の遊資を中央に導入するということに主点がおかれていたが、実際にはもっぱら企業からの依頼に基づき、⁽¹⁰⁾融資のあっせんをすることが主流となつた。

融資あっせん

終戦前の基幹産業に対する融資は、日本興業銀行や旧財閥系銀行などを幹事銀行とするシンジケートの結成により円滑に行われていた。しかし終戦後は、金融経済の激変や占領政策のためこれら大銀行の地位も著しく弱化し、インフレーションの進展に伴つてますます多額となった基幹産業の大口資金需要に対し、幹事銀行としてシンジケートを結成しうるだけの資金的余裕もなかつた。したがつて、産業資金貸出優先順位表で高順位に格付けされたとしても、当該緊要産業に対する資金の供給が円滑に行われるという保証はなかつた。⁽¹¹⁾本行が融資あっせんに乗り出さざるをえなかつた理由の一つはここにあるが、「中央銀行が個別企業に対する融資に具体的に関与することは中央銀行の在り方として異例」⁽¹²⁾であったことは否定できない。本行としても、融資あっせんはあくまで経済が正常化されるまでの臨時の措置であり、市中金融機関の自主性にゆだねるという基本的態度をと⁽¹³⁾っていた。

本行の融資あっせん活動は前述したように昭和22年1月から始まつたが、1月～2月中のあっせん件数は12件、金額は約6億8600万円（ほかに復興金融債券の消化あっせん約2億1800万円）にとどまつた。しかし、「資金融通準則」に基づく融資規制の開始とともに、あっせん取扱い件数・金額とも急増した。その理由として、①準則実施後、金融機関の産業資金放出可能量が少なくなつたうえ、財産税納付等の関係で資金繰りが苦しくなってきたこと、②特定の金融機関のみに依存してきた企業が、従来の一同行引では十分な融通を受けられなくなり、融資あっせんを希望するようになったこと、③市中金融機関としても、本行のあっせんという手続きを経ておけば、資金繰りの関係で本行から借入れを受ける場合に

有利であろうと考える向きがあつたこと、などが挙げられていた。⁽¹⁴⁾

融資あっせんの取扱い増大とともに、事務体制の拡充強化と「資金金融通準則」の適正な運用をはかる必要が生じてきた。このため、昭和22年8月11日、本行は融資斡旋委員会を廃止し、内規によらない部として融資斡旋部を営業局内に設け、資金需要内容の審査、融通準則、本行つなぎ資金供給に関する事項の窓口事務を担当させることにした。また、翌23年の5月18日には主要支店にも融資斡旋課を設置した。

このように、本行の融資あっせん体制が拡充強化され、あっせん融資が増えるにつれて、融資あっせん事務はもともとシンジケートの幹事銀行が取り扱うべきものであったにもかかわらず、産業融資先の選別のみならず事後監査等まで本行に依存しようとする傾向が強くなった。このような傾向にかんがみ本行は、「産業融資の主体性を市中銀行に再認識せしめる」目的で、昭和23年7月9日、本店管下銀行を主体にしてこれに本行が加わるという形の「融資斡旋委員会」を発足させることにした。次いで8月10日には、融資斡旋部を内規上独立の部とした。これらの措置について一万田総裁は、「大体融資斡旋は日本銀行だけの仕事として考えたものではない、その目的は市場資金の過不足を如何に調整するかにあつたのであつて、金融機関全般の問題であつた。従つて金融機関が一体となつてやると云う見地に在つたのである。今回融資斡旋部を独立させ又民間金融機関の有能なスタッフを入れて融資斡旋委員会を結成し、之を中心にして処置をあやまらぬ様にしたので此の意味の具現である」と述べている。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

あっせん開始以来昭和25年末までの融資あっせん成立状況は表2-10のとおりである。4年間で5964件、3146億円のあっせんが行われたが、25年5月以降、金融政策の転換に応じてあっせんの取扱いを手控え、あっせん対象を慎重に選定するようになったので、成立件数・金額とも急減した。

成立した融資あっせんの業種別内訳がわかる23年1月～25年4月の間にみると、あっせん成立金額2902億円の71.9%は工業部門向けであり、工業部門の中では鉄鋼（535億円）、繊維（523億円）、機械器具（381億円）、化学（344億円）が多く、この4業種で工業部門向けの85.5%、全体の61.4%を占めている。設備

表 2-10 融資あっせん成立状況

(単位：金額は百万円)

昭 和	融 資 あ っ セ ん				復興金融債券 消化あっせん 金額
	件 数	うち 運転資金	金 額	うち 運転資金	
22年	621	414	20,095	13,655	5,135
23年	2,273	1,799	68,933	58,655	11,222
24年	2,449	2,028	162,225	138,901	
25年	621	n. a.	63,375	n. a.	
(1月～4月)	(577)	(482)	(59,081)	(54,268)	
累 計	5,964		314,628		16,357

(出所) 日本銀行保有資料。

資金・運転資金別では、22年1月～25年4月中のあっせん成立件数累計の79.8%、同金額累計の85.5%が運転資金の融資あっせんであった。当時復興金融金庫が設備資金の供給面で主要な役割を果たしており、この時期の融資あっせんは、大企業を中心とする基幹産業向け運転資金の供給を主体としていたといえよう。

復興金融債券の引受け

本行は既述のようにインフレーション抑制の観点から、新しい高率適用制度の実施など対民間信用供与の増大を極力防止する措置をとる一方、生産活動の回復を促進するという見地から重要産業に対する資金供給を円滑にするためスタンプ手形制度の活用や資金交流のあっせんなどを行ったが、これと同じ趣旨で復興金融金庫関係の資金につき特別の措置を講じた。

すなわち、「復興金融資金」(特別会計)を設置するまでの暫定措置として既述のように政府が日本興業銀行をして昭和21年8月1日から復興資金の融通を実施させることになったのに対応し、本行は同行がこのため一般的資金繰りに不足を生じたときは復興金融通手形を担保として貸付を行う旨の取扱い方を7月17日に定め、翌22年1月25日に「復興金融資金」設置に代えて復興金融金庫が発足するまで、同行に対するこの特別融通を実施した。復興金融金庫は発足と同時に同金庫への政府の当初払込金40億円のうちその大半を使用して日本興業銀行のこれまでの復興金融関係貸出(一部を除く)を肩代わりしたので、同行はこの資金を

本行からの特別融通の返済にあてた。

復興金融金庫は開業後、復興金融債券の発行により当面の貸付資金を調達することにし、2月以降毎月10億～15億円程度の発行を予定したが、当時の起債市場の情勢からみてその全額を市中消化することは困難とみられたので、大蔵省は2月13日付銀行局長の本行総裁あて通ちゅうをもって本行に対し応募未了額を引き受け(17)てほしい旨要請してきた。本行は前記のような観点から同金庫の融資の重要性にかんがみ、この要請に応ずることにしたが、「日本銀行法」上債券の引受けについては規定がなく、本行はこれにつき行為能力がないものと解釈されたので、2月15日付をもって同法第25条の規定に基づき信用制度の保持育成上必要な業務として大蔵大臣の認可を申請した。これとともに本行はその引受け分を情勢に応じ市中金融機関に売却し、あるいは市中既消化分を買い入れができるようになるため、「日本銀行法」第20条第5号（手形・国債の売買のほか、認可を受けた債券の売買を業務として規定）に基づく認可申請を併せて行った。なお本行は同債券の市中消化促進策として同債券を担保とする本行貸付につき、国債担保貸付並みの利子歩合で優遇する措置を2月5日付けで決定した。

復興金融債券は後述のように昭和24年3月までの2年余りの間に純計1091億円という巨額の発行が行われ、これを主たる財源としていわゆる「復金融資」が大規模に展開されたが、上記発行額の73%が本行引受けによるものであり、しかもこの本行引受け額は同期間中の銀行券増発高の約38%に相当したから、復興金融債券の本行引受けがこの期間におけるインフレーション進展の重要な要因の一つとなつたことは否定できない。

たしかに「復金融資」は生産の回復、重要産業の再建に寄与したし、また当時の情勢のもとで復興金融債券のすべてを公募で貰うことは困難であったかもしれないが、発行額の大半が本行によって引き受けられるという安易な資金調達体制が持続したことは、同債券の発行条件の引上げによる市中消化への努力や政府払込みの促進努力を弱め、一方では通貨の増発を通じてインフレーションを進展させるとともに、他方融資に際して必要な厳しさを薄れさせる一因にもなつたことは否定できないであろう。また本行が復興金融債券引受けにつき、信用制度の保

持育成に関する「日本銀行法」第25条に基づく認可申請を行ったことについても、果たして適切な判断であったかどうか疑問が残ろう。

片山内閣の経済緊急対策

「資金融通準則」に基づく融資規制の開始後ほぼ2か月を経過した昭和22年4月25日、衆議院議員選挙が行われた。その結果、社会党が第一党になったものの絶対多数を得ることができなかった。1か月近くにわたる政局混迷を経た後、5月20日に第1次吉田内閣は総辞職し、6月1日、社会・民主・国民協同の3党連立による片山哲内閣（蔵相は矢野庄太郎）⁽¹⁸⁾が成立した。

片山内閣は、組閣早々の6月11日、当面する経済危機突破のための「経済緊急対策」を発表し、続いて7月4日には、「経済実相報告書」（第1次経済白書）⁽¹⁹⁾を発表して経済危機の実態を国民に示した。

「経済緊急対策」は、財政も企業も家計もすべて赤字という経済の現状は縮小再生産と悪性インフレーションを不可避にするとし、国民に「耐乏と協力と血と汗との労働」を訴えるとともに、①国民生活とくに勤労の基礎である食糧の確保、②あらゆる経済安定施策の中軸となる物資の流通秩序確立、③賃金・物価の全面的改定とその安定、④財政金融の健全化、⑤重点生産の継続と企業経営の健全化を中心とする生産の増強と生産能率の向上、⑥勤労者の生活と雇用の確保、⑦輸出の振興、⑧企業の国家管理準備等、の8項目を重点とする緊急対策を掲げていた。⁽²⁰⁾ そのねらいは、第1に生産量を増大すること、第2に生産と消費とを調整し、国民消費の内容を合理的に切り詰めて資本の維持・生産財の確保に努めるとともに、生産・流通を計画的に行うことができるような経済秩序を確立すること、第3にインフレーションの拡大を防止するため、実質賃金の充実を中心にして物価と賃金の悪循環を断ち切ることにあったが、その重点は流通秩序の確立にあり、施策のかなめといわれた賃金・物価の改定と安定も流通秩序の確立を前提としていた。⁽²¹⁾

しかし、流通秩序の乱れはインフレーションの現象形態にはかならない。現象形態である流通秩序という面からインフレーションの抑制をはかることには、お

のずっと限界があった。本行も、「主食の遅配累計日数の増大しつつある現在、果して日本政府の独力により正規配給量を増加することが可能なりや否や、もし此の点が云うべくして行われ難いならば、賃銀と物価の悪循環は止めどもなく継続し、殊に公定価格の大幅引上を伴うだけその矛盾は大となり、此の面からインフレーションは破局に突入する懸念がある」と見ていた。⁽²³⁾

22年7月以降、政府は流通秩序の確立を目的とする各種の措置を講じたが、これとともに7月5日、賃金・物価の全面的改定について、いわゆる「新価格体系」⁽²⁴⁾を発表した。その骨子は、昭和9年～11年の物価水準の約65倍を限界として基礎物資の価格安定帯を設ける一方、賃金水準（工業総平均）を戦前の28倍程度の月1800円とし、基礎物資の価格が安定帯を上回る場合には、価格調整補給金により調整するというものであった。流通秩序の確立といい新物価体系の確立といい、「いずれも根元に迫らないで現象形態を追うにすぎないところの、徒らに労多くして効すくなき政策に重点がおかれたことはまったく遺憾なことであった」とする批判があるが、⁽²⁵⁾本行もその効果を次のように疑問視していた。⁽²⁶⁾

物価と賃銀が新水準に於て同時に安定するということは所与の価格に於て企業がペイすると共に、所与の賃銀に於て勤労者の最低生活が確保せられることを前提とするが、新々物価体系設定前に比し賃銀は……僅か十二・五%の引上が行われているに過ぎぬのに対し、公定価格は大体二倍半乃至三倍見当の引上が行われており、従つて新水準に於て仮令企業はペイし得ても勤労者の最低生活が確保せられる可能性は少ない。政府としては流通秩序の確立一正規配給量の増加一賃銀の実質的購買力の確保の経路により、此の矛盾を調整せんとしているが、……現実を見るに、流通秩序の確立は名のみにしてその実は一向に挙つていない。かくて勤労者の家計は一層窮屈化し労働組合の賃銀引上運動は各地に展開せられんとしつつあり、此の結果もし賃銀水準が一千八百円を突破するならば、企業の赤字は再び発生し、しかもその赤字の規模は今回公定価格の引上ありたるだけ、引上なき場合のそれに比し数倍に達し、その為め増發せらるる通貨は膨大なる量に達せざるを得ないであろう。かくて賃銀と物価、物価と通貨の悪循環の切斷は困難視せざるを得ない。

後に事態は本行が懸念していたように展開するが、金融面の施策について「経済緊急対策」は、①融資規制を強化し、赤字金融は厳にこれを抑制する（ただし、

重要産業に必要な資金は確保する)、②通貨発行審議会(後述)の機能を活用し、国庫収支および産業資金の適時調整を実施して、通貨発行量の限度の合理的規制に資する、③貯蓄増強運動を強力に継続展開する、としていた。これを受けて経済安定本部財政金融局は6月15日に「財政金融緊急対策実施要領(案)⁽²⁷⁾」を作成したが、金融に関しては、金融機関の融資限度を法定化し、純資金量とにらみあわせてなるべく融資限度を低位に抑え、限度を超える融資については主務大臣の認可を要することにして、「金融の計画化」をいっそう徹底させるという、融資規制の強化をまっさきに掲げていた。

融資規制の強化

融資規制実施後まだ半年もたたない昭和22年7月21日、大蔵省告示第154号により「金融機関資金金融通準則」が改正され、7月1日にさかのぼって実施された。これは、上述した政府の規制強化方針に加えて、一般自由預金を基準にして金融機関の融資限度を算定する従来の方式によると、第1封鎖預金の減少が甚だしいような場合には、融資限度枠はあっても資金が不足することになり、枠の規制による資金の計画的運用が事実上不可能となつたのみならず、枠と資金量の不一致から金融機関はややもすれば手元いっぱいまで貸出を行うなど、経営の健全性保持の面からも面白くない現象が見られるようになつたためである。⁽²⁸⁾ 主要な改正点は次のとおりである。

- イ、本行指導のもと市中金融機関の自主的申合せにより融資最高限度を設定する、これまでの方式を取りやめ、「資金金融通準則」に「金融機関の融資残高の増加は大蔵大臣が別に告示する限度を超えてはならない」と法定した。
- ロ、従来は大蔵省通達で定められていた融資最高限度制限の適用外資金を、「資金金融通準則」の本文に、「(一)国債及び地方債の取得 (二)復興金融債券の取得 (三)別表産業資金貸出優先順位表中運転資金の貸出順位が甲の一に属する産業の運転資金の貸出 (四)復興金融金庫が債務の保証をした資金の貸出 (五)緊急な設備資金その他の融資であつて大蔵大臣の承認するもの (六)日本銀行借入金の返済」と明記した。

ハ、融資後の監査を強化するため、「大蔵大臣は、必要と認めるときは、金融機関に対して資金の融通を禁止し、又は融通した資金の回収若しくは担保権の実行を命ずることができる」とした。

ニ、産業資金貸出優先順位表適用上の特例として、運転資金の順位甲の一に準じて取り扱うことができるとしていた貿易庁認証手形を削除し、22年7月1日の本行貿易スタンプ手形制度（7月8日に貿易手形制度と改称）創設に伴い、新たに「日本銀行が貿易手形としての適格があるものと認めるもの」を加えた。

上記イ、の融資最高限度については、同じ7月21日の大蔵省告示第155号によりその算定方式が定められ、銀行および農林中央金庫、商工組合中央金庫の場合は、従来の一般自由預金に第1封鎖預金と公金預金を加えたもの——新勘定に属する預金——から同業者預金を控除したものの増加目標額に一定割合を乗じた金額を限度とするとされた。その「一定割合」は、毎月、大蔵大臣・経済安定本部長官および本行総裁の3者が協議のうえ変更できることにし、制度運用の機動性が配慮されたが、7月については、同月21日の大蔵省告示第156号により各金融機関とも50%と決定された（8月、9月は商工組合中央金庫について100%とされたほかは50%と決定）。

上記ロ、の融資最高限度制限適用外資金のうち「(五)」の大蔵大臣の承認する融資については、8月21日の大蔵省通達によりその内容が明記され、定められた基準に従って本行限りで処理することができるとされた。また、融資限度を超える資金の運用に関しては、9月8日の大蔵省通達により、資金ネット増加額の5%は国債投資に、残り45%は地方債・復興金融債券投資、日本銀行借入金の返済、産業資金枠外融資、支払準備金に振り向けるよう指導された。

以上のように、「資金融通準則」に基づく融資規制は、市中金融機関の自主的申合わせによるものから告示による規制に強化され、資金統制の色合いが一段と濃くなった。しかし、融資最高限度の制限適用外融資（いわゆる枠外融資）の範囲が「資金融通準則」の本文に明記されたのに伴い、枠外融資増大の道が大きく開かれたので問題を引き起こすことになった。翌昭和23年7月21日に枠外融資制度が廃止されるのはそのためである。

「財政法」の制定と国債公募原則の確立

昭和22年3月31日、「財政法」(法律第34号)が公布されたが(一部を除き4月1日施行)、同法第5条は日本銀行による国債引受けおよび日本銀行からの借入れを原則として禁止し、これによって国債公募の原則が確立された。これは前述の昭和21年1月21日付連合国最高司令部覚書「政府借入及び政府支出の削減に関する件」の趣旨を立法化したものにほかならないが、既述のように昭和7年以降の本行引受けによる国債発行の継続がやがてセントラル・バンкиングの機能を死滅させ、戦中ならびに戦後の財政インフレーション進展の基本的メカニズムとなったことに対する厳しい反省が財政に関する基本法の規定として具体化したものであり、本行が中央銀行としての使命を全うするための重要な条件の一つを整えたものであったといえよう。そしてこの「財政法」第5条の精神は、その後今日に至るまで長きにわたって遵守されてきている。⁽³⁰⁾

ただ上記最高司令部覚書では、政府短期証券を本行引受け禁止の例外としていたことと、「財政法」第7条において日本銀行からの一時借入金を認める規定が設けられたため、「財政法」のもとでも政府短期証券の本行引受けは可能との解釈が慣行化し、引き続きこの方式によって財政赤字の本行信用による補てんが行われ、また特別会計による借入れも増大した結果(さらに全額政府出資の復興金融金庫が発行する債券も形式上は国債ではないとの理由でその大半を本行が引き受けたことも加わって)、財政インフレーションは昭和24年度に超均衡予算が編成されるまで収束されなかったのである。またその後も政府短期証券の本行引受けは、実勢レートによる公募努力を弱めて発行条件の適正化を妨げ、短期金融市場の発達や金利機能の活用による金融政策の円滑な運営を制約する要因となり、後述のように戦後の金融史上の大きな問題点の一つを形成したことは見逃すことができない。

ところで前述のように融資規制が強化された直後の昭和22年7月23日、大蔵省は国債公募原則の確立に対応して、これまで11年以上の長期にわたり3分6厘5毛の低水準に据え置いてきた国債利回りの引上げ(クーポン・レートは3.5%から4%に引き上げ)を発表した。「物価賃金等の安定方策と照応して金利の昂騰

を抑制し之を適正水準に安定させる必要があり、他方融資規制の改正により今後金融機関はその増加資金の一部を必ず財政資金に振向けなければならないこととなるので、資金コストの現状等から見て先づ金利の基準となる国債利廻を四分五厘に引上げ之に伴つて地方債利廻を年六分五厘乃至七分程度に、同一流社債を年七分基準に、復金債その他金融債についても夫々一分程度の引上げを実施する」というのである。⁽³¹⁾ 翌24日、大蔵省は国債の市中公募を前提とした発行・消化方式等の細目について本行と協議し、これらはその後逐次決定されたが、新方式による第1回の国債公募は9月下旬に実施された。もっともこの「公募」は上記のように融資規制を背景とするものであり、実態は強制消化ともいべきものであつた⁽³²⁾（この方式による国債公募額はドッジ・ラインの実施される直前の昭和24年3月までに通計344億円に達したが、この間国債の発行条件は23年7月に再び改定され、クーポン・レートは5%、利回りは5分5厘に引き上げられた）。

高率適用制度の強化

前述のような融資規制の強化、国債利回りの引上げ・国債発行方式の転換とともに、本行は高率適用制度を強化する必要を認め、第2次高率を復活するとともに、貸付期間による高率適用をも併用することにし、昭和22年8月11日から実施した。すなわち、高率適用の対象となる手形貸付および貸付標準額は従来どおりとするが、貸付金額が貸付標準額以内の場合は最低利子歩合を適用し、貸付標準額を超える場合は、標準額相当額以内の貸付には最低歩合より1厘高の第1次高率を、標準額の2倍を超える貸付には3厘高の第2次高率を適用する。さらに、貸付期間が当初貸付の日から通算して3か月を超えるごとに、当該取引先に対する適用利子歩合に日歩1厘の加重歩合を付することにした。

市中金融機関に対する本行の「貸出金」は昭和22年中に181億円減少している（表2-11）。同年5月に、戦争保険関係補償国債の買上げ代金88億円余りで本行借入れを返済させたことも響いているが、融資規制によるところが大きいと思われる。一方、本行の民間からの国債・政府短期証券買入れ超額は22年中62億円に上ったが、この間に政府を除く「その他預金」は101億円増加している。本行の

表 2-11 日本銀行主要勘定

(単位:百万円)

		昭和 21年末 (A)	22年末 (B)	B - A
負 債	銀 行 券	93,397	219,141	125,744(100.0)
	政府預金	6,463	6,703	240(0.2)
	その他預金	10,869	20,953	10,084(8.0)
	雜 勘 定	4,071	7,676	3,605(2.9)
資 産	政府貸付金	7,600	53,201	45,601(36.3)
	貸 出 金	50,430	32,301	△18,129(△ 14.4)
	国債・債券	34,761	145,866	111,105(88.4)
	代理店勘定	3,688	2,715	△ 973(△ 0.8)
	雜 勘 定	17,095	17,729	634(0.5)

(注)1. △印は減少を示す。

2. かっこ内は銀行券発行増加額に対する比率(%)。

(出所) 前掲『本邦經濟統計』昭和23年。

勘定面から見る限り、対民間取引による銀行券の発行増はなかった——むしろ減少した——という姿になっている。それにもかかわらず22年中に1257億円の銀行券増発（21年中の増発額380億円比3.3倍）を見たのは、財政の赤字と復興金融債券引受けのためであった。

インフレーションの高進

昭和22年度予算は第1次吉田内閣によって編成され、その後、片山内閣（22年5月～23年3月）と芦田内閣（23年3月～10月）により補正に次ぐ補正が行われ⁽³³⁾、最終予算額は一般会計（2143億円）も特別会計（4800億円）も当初予算額の倍近く（1.9倍）に膨張した。

一般会計は年度初から施行された「財政法」による歳出財源の制限もあって収支の均衡がはかられた（決算では86億円の黒字）。しかし特別会計は、一般会計からの繰入れ努力にもかかわらず、食糧管理・国有鉄道事業・通信事業などを中心に赤字を免れず、決算赤字額702億円の18.3%は公債、24.0%は借入金、57.7%は政府短期証券で賄われた。また、22年1月に業務を開始した復興金融金庫は、貸出資金調達のため22年度中に600億円の増資を行った（23年3月末資本金700億円）ものの、実際に政府が出資した金額は30億円にとどまり、その結果年

度中に 559 億円に及ぶ復興金融債券の発行を余儀なくされたが、その 76.0% は本行が引き受けた。したがって、一般会計の収支均衡を実現したといつても、財政の赤字要因を特別会計や政府機関である復興金融金庫にしわ寄せしていたというのが実情であって、これが銀行券発行高の増加をもたらし、インフレーションを高進させる原因になったことは否定できない。

昭和22年度一般会計歳出最終予算額を見ると（表2-12）、終戦処理費が歳出総額の 30.0%（補正予算額のみでは補正総額の 37.4%）を占め、財政の健全運営に対する重圧となっていた。そのほか、物価安定のための価格調整費が歳出総額の 10.8%（同 13.3%）を占めていたことも財政の膨張を不可避にさせ、それは表面的には物価の安定に寄与しているかのようにみられるものの、財政赤字の増大を通じてインフレーションを助長し、やがては安定価格の維持を困難にするという結果を招いていた。

表 2-12 昭和22年度一般会計歳出予算額

(単位：百万円)

事項別	最終予算額	うち 補正予算額
教育文化費	7,081(3.3)	3,190(3.2)
社会・労働施設費	8,368(3.9)	2,379(2.4)
保健衛生費	1,931(0.9)	928(0.9)
産業経済費	25,750(12.0)	10,901(10.9)
公共事業費	14,746(6.9)	5,246(5.3)
価格調整費	23,225(10.8)	13,225(13.3)
地方財政費	25,136(11.7)	13,933(14.0)
政府出資金	7,124(3.3)	24(0.0)
終戦処理費	64,273(30.0)	37,273(37.4)
その他の	36,622(17.1)	12,653(12.7)
合 計	214,256(100.0)	99,752(100.0)

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第5巻、300～301ページ。

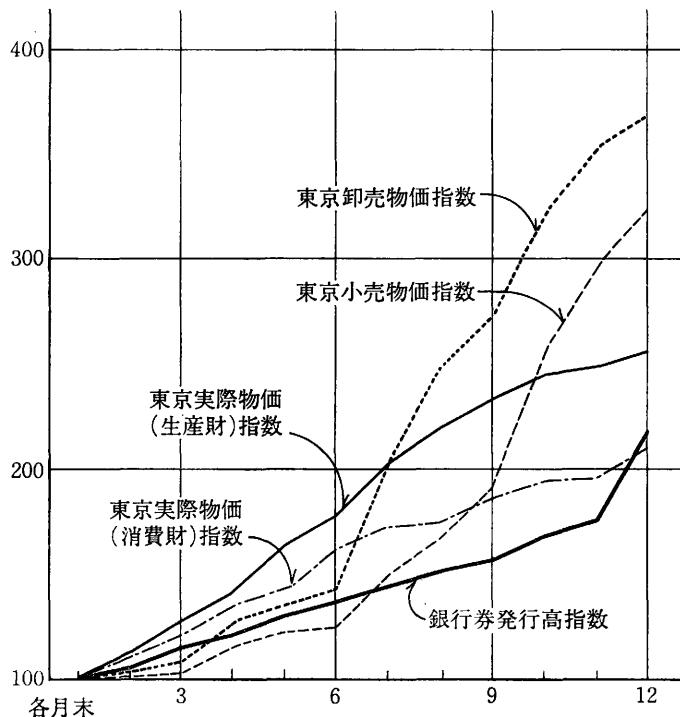
復興金融金庫の融資状況について見れば、昭和22年度中の融資額 535 億円の 56.6% は運転資金の融資であって、年度末の運転資金融通残高は 334 億円に達したが、同残高の 50.6% は公団に対するものであった。政府は、物資の収集・配給・保管や施設の建設等を行って経済の再建や公平な分配等を実現し、終戦後の

国民経済の混乱を早急に除去することを目的として、22年5月から23年3月にかけて⁽³⁴⁾15の公団を設立した。このうち貿易関係4公団を除く11公団が復興金融金庫と取引関係があったが、公団は「物資の独占的買取、販売をする関係上、一時に巨額の運転資金を必要とし、そのために金融市場を圧迫することが考えられ、またその反面資金的な面からの圧迫によって公団の機能が麻痺せしめられる懸念」⁽³⁵⁾があったので、当初は、公団の資金源は復興金融金庫のみに限定された。このため同金庫の公団に対する融資がかさんだのであるが、それは公団制度による統制経済がインフレーションの進展を促進しがちな性格を強くもっていたことを物語っている。また、公団以外の一般産業に対する運転資金の融資（22年度末残高165億円）も、賃金の上昇、資材費・経費の高騰、資材の割当て不足や電力制限等による生産減、低く抑えられた公定価格などによる企業の不足運転資金を融資したこと（いわゆる赤字融資）によるところが大きく、これもインフレーションの進展と無縁のものではなかった。

すでに述べたように、昭和22年中の銀行券増発額は1257億円に達した（21年末残高比134.6%増）が、この間、本行の政府貸付金は456億円、国債・債券保有高は1111億円増加し、両者で銀行券増発額の124.7%にも相当した（前掲表2-11）。22年中の本行の国債引受額は285億円、政府短期証券のネット引受額は572億円に達し、これに復興金融債券の引受額340億円を加えると実に1199億円に上ったから、上記の国債・債券の保有増はほとんどすべてが、対政府関係の取引によるものであったということができる。

このように、昭和22年中の著しい銀行券の増発は財政の赤字に起因したが、銀行券発行高の膨張につれて物価も顕著な上昇傾向をたどった。「新物価体系」による大幅な公定価格引上げの影響も大きいが、年初に比べて年末の東京小売物価指数は3.2倍、東京卸売物価指数は3.7倍に上昇し、東京実際物価（闇物価）指数も消費財は2.1倍、生産財は2.5倍となった（図2-4）。このため、「新物価体系」の賃金1800円ベースは完全に崩壊し、政府も23年1月以降公務員の給与ベースを2920円に引き上げ、22年中の生活補給金として2.8か月分を支給しなければならなかった。その財源問題から23年2月10日に片山内閣は総辞職するに至る

図2-4 昭和22年中の銀行券増発率と物価上昇率



(注) 昭和22年1月(末)を100とした指数。

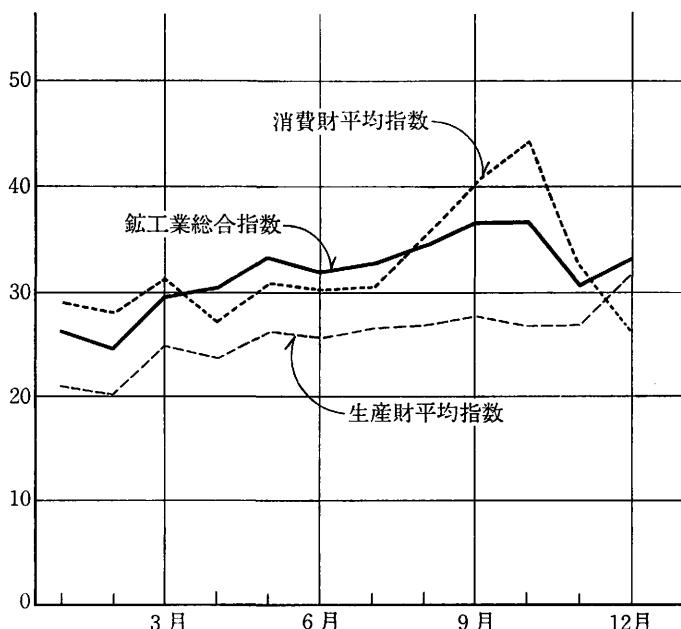
(出所) 「日本銀行特別経済月報」昭和22年11月（前掲『日本金融史資料』昭和統編第1巻、昭和53年、所収）480ページ。22年12月末の指標のみ、同「日本銀行特別経済月報」昭和22年12月、489ページによる。

が、22年中の生産活動は、強力な融資規制と融資あっせんによる重要産業資金の確保努力にもかかわらず、図2-5に見るとおり順調とはいえないかった。

全産業の基礎資材ともいえる石炭不足の未解消、電力不足の激化、鉄道輸送量の減少、操業短縮の一般化、主要食糧の遅配・欠配、労働攻勢の激化など経済危機を示す諸現象に照らしてみると、当時のインフレーションの性格と段階に関して「不換紙幣の膨脹状況の不良なことは一九二二年の下半期に於けるドイツに比すべき地位にある」といわれたのももつともであった。⁽³⁷⁾昭和22年中を回顧して本行は次のように述べている。⁽³⁸⁾

超重点主義の強行により石炭の生産はまがりなりにも増加の一途を辿りたるも、思ひがけざる電力需給の逼迫により、期待せられた生産増大は実現し得ずして了りたるに

図2-5 昭和22年中の生産指数



(注) 昭和10年～12年平均を100とした指数(国民経済研究協会調べ)。

(出所) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和23年1月、490～491ページ。

対し、通貨は一般市中金融機関の融資規制実施にも拘らず^{〔ママ〕}龐大なる財政赤字、復興金融庫の貸出増加等を通じて巨額の増発を來し、此の結果インフレーションナリイギヤツブが愈々増大せることは疑を容れない。……此の基本的情勢の改まらざる限り近き将来インフレーションが破局に突入する危険は決して絶無とは称し難い。

経済の復興は、まずインフレーションを克服して健全な通貨制度を再建しない限り不可能であった。「『復興よりも先づ安定』といふことが我々の目標でなければならない」と強調されたのも当然であった。こうして、翌23年に入ってから経済安定への道が模索されることになる。

なおこのように昭和22年を通じインフレーションが引き続き進展するなかで、当時経済政策運営に関して政府部内で強力な権限を有していた経済安定本部において、非公式ながら有力幹部により極秘裏に通貨措置を含む ドラスティックな対策が具体的に検討されていたことは見逃すことができない。

すなわち、都留重人総合調整委員会副委員長を中心とする経済安定本部の幹部

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

に本行職員も加わった7名のグループにより、昭和22年8月からインフレーションを収束するための通貨面での抜本的対策に関する検討が開始され、その成果は同年12月23日付「七人委員会の緊急経済対策特別作業」と題する文書にまとめられた。⁽⁴⁰⁾ その要点は以下の通りである。

為替レートの設定を契機に国際経済参加の体制を整えるためには、悪性インフレーションの進行を抑圧して安定した経済構造の実現を図る必要があるが、この課題を達成するため、この際「デノミネーション」による通貨整理を中心とする次のような緊急措置を講じて国民の通貨に対する信頼感を高め、国内物価体系を堅持できる体制を確立しなければならない。

物価、賃金および一般の債権・債務等については原則として据置きとする一方、流通通貨については「デノミネーション」(原則として10分の1に切下げ)による通貨整理を断行し、不健全な購買力を封殺する。預貯金については、定期性自由預金等はそのままとするが、当座性自由預金や封鎖預金はその種類に応じそれぞれ10分の1、10分の2、ないしは10分の4に切り下げる。戦時国債は10分の1に切り下げる。

上記の通貨面の措置と均衡を保つため、動産、不動産、株式その他有価証券等の物的財産についても軽度の財産税を課する。

この作業において、「デノミネーション」という言葉は、今日普通に用いられている意味とは異なり、通貨量の実質的圧縮をねらいとする通貨措置を意味するものとして使われているが、このデノミネーション実施の時期は昭和23年3月または4月と予定され、同時に為替レートの1本化に向けて前進することなどが決められており、またデノミネーションに際し前記のように所得再配分効果をねらった減率格差も考案するなど、かなり綿密な措置体系が練り上げられていた。23年2月初めの片山内閣の総辞職に伴い、この案は立ち消えになったが、このような内容の緊急対策が政策立案関係者のなかで具体的に検討されていたことは、当時の経済情勢がいかに悪化し、深刻視されていたかを示すものといえよう。また後述のように23年に入り論議がかまびすしく行われた一挙安定か中間安定かという議論との関連では、この案は一挙安定論に近いものであったことが注目されよう。

- (1) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、193~197ページを参照。
- (2) 昭和22年3月1日付大蔵省銀行局長通達により、①復興金融債券の取得資金、②日本銀行の承認する資金((i)財産税納付のための融通資金、(ii)保険会社に対する戦争損害保険金・戦争死亡傷害保険金支払いのための融通資金、(iii)地方債の取得資金)が、融資最高限度の制限適用外として指定された。
- (3) 日本銀行保有資料、全国銀行協会連合会「融資限度に関する申合事項」(昭和22年3月1日から実施)。なお信託会社の場合は公金指定金銭信託と金融機関指定金銭信託以外の一般自由指定金銭信託、生命保険会社の場合は現金、預貯金、有価証券(今後の交付国債を除く)、貸付金(保険約款に基づく貸付金を除く)、不動産の合計額、損害保険会社の場合は収入保険料から支払保険金と経費を差し引いた残高、農林中央金庫と商工組合中央金庫の場合は銀行と同じ(日本銀行保有資料)。
- (4) 「甲の一」は資金の供給について特別(または格別)の配慮を加えなければならないもの、「甲の二」は優先的に考慮しなければならないもの、「乙」は事情によって融資することを適當とするもの、「丙」はさしあたり融資を差し控えねばならないものと定められた(「金融機関資金融通準則」第二の三、第三の四)。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (7) 日本銀行保有資料。
- (8) 同上資料、昭和22年4月14日付支店長あて総務部長通知。
- (9) 前掲『戦後金融史の思い出』148~150ページ。
- (10) 日本銀行保有資料。
- (11) 中央銀行制度特別委員会実態調査小委員会「日本銀行を中心とする戦後金融の実態調査」(大蔵省銀行局編『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』大蔵省印刷局、昭和34年、所収) 16ページ。
- (12) 日本銀行調査局「融資斡旋の沿革」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻所収) 295ページ。
- (13) 昭和23年8月の本行本支店事務協議会において一万田總裁は、「市中銀行に余裕があつたら斡旋すればよいのであって、市中銀行がいやとゆうなら斡旋しなくてよい。それを強いると命令融資のようなことにな」と述べている(日本銀行保有資料)。前掲『終戦後における金融政策の運営・一万田尚登元日本銀行總裁回顧録』16~17ページも参照。
- (14) 日本銀行保有資料。
- (15) 同上資料。
- (16) 同上資料、昭和23年8月の本行本支店事務協議会における總裁開会あいさつ。
- (17) 日本銀行保有資料、昭和22年2月13日付總裁あて大蔵省銀行局長通ちょう。
今般復興金融金庫の資金調達のため復興金融金庫法第十八条の規定に基いて一般金融

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

機関による応募の方法によって復興金融債券を発行する必要があるが、同金庫の融資状況から見てその発行額は毎月十億乃至十五億円見当にのぼるものと思はれ旁々現在起債市場の情勢からみて全額をこの方法で消化することは困難と思料されるので応募未了額は、これを貴行において引き受けて戴きたく御依頼する。

なほ、右債券の一般金融機関への応募、又は売却斡旋についても特段の御尽力を願ひたく併せて御依頼する。

- (18) 矢野蔵相の病気による辞任に伴い、昭和22年6月25日、栗栖赳夫が蔵相に就任した。
- (19) 昭和22年6月12日付および同年7月5日付『日本経済新聞』「経済緊急対策」と「経済実相報告書」は、『経済白書（全文）』板垣書店、昭和24年、に収録されている。
- (20) 上掲『経済白書（全文）』83～87ページ。
- (21) 昭和22年7月1日の第1回国会における和田博雄経済安定本部長官の経済政策に関する演説（前掲『戦後経済史』（経済安定本部史）所収）54～55ページ。
- (22) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第12巻、211ページ。
- (23) 「日本銀行特別経済月報」昭和22年6月（前掲『日本金融史資料』昭和統編第1巻、昭和53年、所収）429ページ。この「特別経済月報」は、わが国経済の実情を客観的に調査分析して連合国最高司令部に提出したもので、昭和22年3月に第1回分（同年1月分）を提出して以降占領期間中毎月作成した。この月報は経済情勢の单なる報告書にとどまらず、しばしば最高司令部に対する本行からの重要な政策提言の役割を果たした。提出にあたっては、原稿を「調査局担当理事司会の下で、調査局長、統計局長、外事局長、総務部企画課長列席の上校訂し、総裁自身が手を入れることもあった」という（前掲『戦後金融史の思い出』139～141ページを参照）。
- (24) 昭和22年7月6日付『日本経済新聞』。経済安定本部の発表した「新価格体系の確立について」（昭和22年7月5日閣議決定）は、前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第17巻、328～330ページに収録されている。
- (25) 前掲『現代日本財政史』第2巻、昭和45年（第2版）、23ページ。
- (26) 前掲『日本銀行特別経済月報』昭和22年7月、444～445ページ。
- (27) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第17巻、325～327ページを参照。
- (28) 日本銀行保有資料、昭和22年7月7日付支店長・事務所長あて考查局長通知「融資規制の改正について」。
- (29) 信託会社の場合は新勘定に属する指定金銭信託から同業者の指定金銭信託を除いたもの、生命保険会社の場合は新勘定に属する運用資産、損害保険会社の場合は新勘定に属する収入保険料から支払保険金と経費を差し引いた残額と定められた。
- (30) 「財政法」第5条では、「特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない」との例外規定が設けられているが、「財政法」施行（第5条の規定は昭和23年度以後の会計年度の予算に計上される公債または借入金について適用）後

今日に至るまでの間において、既往債務の借換えを除く本行からの新規の信用供与につきこの例外規定が発動されたのは、昭和23年7月4日に成立した同年度特別会計予算において260億円を限度とする日本銀行による公債引受けまたは日本銀行からの借り入れが認められた事例（大蔵省『昭和23年度特別会計予算修正書』総則4、これにより国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計などが本行から借り入れを行った）があったにすぎない。

(31) 日本銀行保有資料。

(32) 昭和22年9月1日、本行は「国債公募事務取扱手続」を支店・事務所に通知している。

同月25日、第一回復興四分利国庫証券（応募者利回り複利年4.459%）10億円が市中公募により発行された。昭和7年の本行引受けによる赤字国債の発行開始以来、国債発行方式の大転換であった。もっとも当時の公募はシンジケート団引受方式ではなく、金融機関の直接引受方式によって行われ、各金融機関の引受額はその自主的申し出に基づくことを建前としていたものの、実際には、「資金通準則」適用対象銀行については、大蔵省からの依頼や本行の指導により、資金量純増額の一定割合を基準として決定された。なお証券業者も引受けに参加したが、昭和24年3月までの期間における引受額合計は公募総額の0.2%にすぎなかった。

(33) 昭和22年度中の一般会計補正予算提出は15回（うち2回は撤回）、特別会計のそれは10回（うち1回は撤回）に及んだ。補正予算の提出回数としては最高記録をつくったといわれている（前掲『現代日本財政史』第2巻、70ページ）が、それはインフレーションにのみこまれた財政の姿を示すものであった。

(34) 15公団の名称等は次のとおり。

公 団 名	設立または開業	公 団 名	設立または開業
産業復興公団	昭和22年5月	価格調整公団	昭和22年6月
鉱品貿易公団	〃	肥料配給公団	7月
繊維貿易公団	〃	食糧配給公団	23年2月
食糧貿易公団	〃	食料品配給公団	〃
原材料貿易公団	〃	飼料配給公団	〃
船舶公団	〃	油糧配給公団	〃
石油配給公団	6月	酒類配給公団	3月
配炭公団	〃		

(35) 前掲『復金融資の回顧』173ページ。

(36) 本行の国債、政府短期証券、復興金融債券引受額は、前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年1月～12月による。

(37) 日本銀行調査局「日本銀行調査時報」昭和23年1月号に掲載の論説「我国インフレーションの特質」（前掲『日本金融史資料』昭和統編第5巻、昭和54年、所収）22ページ。なお同「日本銀行調査時報」同号に併載の論説「我国インフレーションの現段階について」

(同『日本金融史資料』昭和統編第5巻所収) 23~49ページ、および日本銀行調査局が昭和23年1月にまとめた特別調査資料「現下インフレーションの諸問題」(同『日本金融史資料』昭和統編第7巻、昭和55年、所収) 53~158ページをも参照されたい。

- (38) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年12月、481ページ。
- (39) 前掲「我国インフレーションの特質」23ページ。
- (40) 日本銀行保有資料および都留重人『経済政策——安定と成長——』(「都留重人著作集」第4巻) 講談社、昭和50年、序文1~4ページ。なお同都留著書によれば七人委員会のメンバーは、都留のほか、山本高行官房長、稲葉秀三官房次長、徳永久次官房企画室長、佐藤尚邦同次長、下村治物価政策課長および日本銀行〔調査局内国調査課長〕吉野俊彦であった(序文2ページ)。

(5) 管理貿易下の貿易金融

占領当初の管理貿易

昭和20年(1945年)7月の「ポツダム宣言」(第11項)は、将来わが国が国際貿易関係に参加することを認めていた。同年9月発表の「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」(第4部第6項)は、占領中といえども、適当な統制のもとで、外国から平和的目的のために必要な輸入を行い、輸入の支払いをなすために輸出することは許可されると明示していた。しかし、占領当初は、わが国の対外経済取引は原則として禁止され、20年10月9日付連合国最高司令部覚書「必需物資の輸入に関する件」⁽¹⁾を端緒にして認められた对外貿易も、最高司令部の全面的管理下に置かれた政府(国営)貿易方式によるものであった。

上記の10月9日付覚書を受けて政府は、12月14日、日本側の輸出入業務に当たる一元的機関として貿易庁を設置したが、輸出については、最高司令部が外国政府と交渉して輸出先と輸出内容を決定し、これに基づき貿易庁が輸出業者となって司令部に輸出品を売り渡す形式がとられ、輸入も、アメリカ陸軍省がいわゆるガリオア資金⁽²⁾によって買い付けた食糧・肥料等を、司令部の指示により貿易庁が受け取るというにすぎなかった。また、外国為替相場の設定が認められていないかったので、貿易庁の国内における輸出品買上げ価格と輸入品売渡し価格は、海外

に対する売り値または海外からの買い値とは無関係に、国内公定価格に準拠して定められた。一方、外貨資金は最高司令部が直接管理していたため、輸出により取得した外貨は司令部の特別勘定に振り込まれ、輸入に必要な外貨は同勘定から払い出され、不足分はガリオア資金で補てんされるという方式がとられた。したがって、わが国政府の貿易関係資金の受払いを経理するため昭和21年3月15日に設けられた「貿易資金」⁽⁴⁾は、まったく円貨の受払いを行うにとどまつた。⁽⁵⁾

政府貿易の進展に伴い政府は、昭和21年4月3日付連合国最高司令部覚書「貿易庁設置に関する件」⁽⁶⁾に基づき貿易庁の拡充強化をはかり、6月20日公布施行の勅令第328号「貿易等臨時措置令」により政府貿易以外を原則として禁止し、11月13日公布の「貿易資金特別会計法」(法律第54号、11月23日施行)により新「貿易資金」⁽⁷⁾を設け、政府貿易体制を整備した。また、22年4月15日公布の「貿易公団法」(法律第58号、4月17日施行)により、同年5月22日、貿易庁の行う輸出入に関する業務を担当する政府機関として、繊維・食糧・鉱工品・原材料の4貿易公団を設立した(7月1日業務開始)。

以上のように、占領期当初のわが国対外貿易は、連合国最高司令部が全面的に管理する政府間貿易という形で細々ながら行われていたが、繊維品を中心とする輸出は期待されたほど伸びず、多額の食糧輸入を賄うにはアメリカの援助が不可欠であった。このような状態が続く限り、日本経済の急速な再建復興は望み薄であり、アメリカの対日援助削減は到底できることではなかった。

制限付民間貿易の再開

昭和22年1月末に来日の既述の第1次ストライク調査団(対日賠償特別委員会)に同行した陸軍省民事局のR.M. チェシェルダイン(Raymond M. Cheseldine)は、日本経済の復興の遅れはアメリカ納税者の負担になるという「納税者論理」と、日本は共産主義との対決の戦場であり、安全保障の観点からも日本との友好を維持しなければならないという「冷戦論理」とを結び付け、22年2月17日、連合軍最高司令官マッカーサー元帥に対し、対日賠償の緩和と並んで、日本の輸出入を拡大するために必要な措置(貿易振興のための回転基金設定を含む)

をとるよう勧告した。⁽⁸⁾ この勧告との関連は定かでないが、22年6月10日——片山内閣の「緊急経済対策」発表の前日——、連合国最高司令部は8月15日から制限付きながら民間貿易を再開する旨発表した。⁽⁹⁾

民間貿易の再開といつても、それまでの管理貿易方式が大幅に緩和されたわけではない。外国バイヤーの日本入国情数は400名、滞在日数は21日に限定された。成立した取引は日本政府と最高司令部の承認を得たうえで、貿易庁を通じて実施されることになっていた。生糸・綿製品等の輸出は民間貿易の対象から除外され、輸入は25年1月までは全面的に対象外とされた。⁽¹⁰⁾ 極東委員会も、22年7月24日決定の「対日貿易政策16原則」で、日本の輸出入はすべて連合軍最高司令官が直接管理し、輸入は疾病と社会不安防止のためのものに限られることを再確認していた。⁽¹¹⁾ 民間貿易再開に関する談話の中でマッカーサー元帥が述べているように、「今回の措置は日本の経済封鎖を一部解除するもので健全な措置ではあるが部分的なものに過ぎない」。⁽¹²⁾

しかし国内では、「これを機として、久しいあいだ封鎖同様の状態におかれていたわが国経済が、国際経済社会の仲間入りをする第一歩を踏み出したものであり、その意味においてこの民間貿易再開はわが経済にとって、極めて重大な意義を持つものである」と受け止められた。⁽¹³⁾ 本行も、制限付民間貿易の再開は「封鎖経済の一部解除とみるのを妥当としよう」が、①外国バイヤーの来日により輸出可能な商品が明白になる、②個々の商品について円価とドル価の対比が判然とし、外国為替相場設定の素地が形成される、③国際経済との接触により業者の視野が広がり、企業整備が促進される、④民間クレジット導入の端緒になる、などの効果があると評価していた。もっとも、インフレーションと縮小再生産に悩まされていた当時、「民間貿易の前途は決して安易なものではないであろう」と見ていた。⁽¹⁴⁾

翌昭和23年に入ってから民間貿易に対する制限はしだいに緩和された。2月4日、外国バイヤーの日本入国情数および各国別割当てに対する制限が廃止され、日本滞在日数の制限も60日に延長された。⁽¹⁵⁾ 5月12日には、同月15日以降織維品の商談に限り外国バイヤーおよびその代理店とわが国輸出業者との直接交渉が

表 2-13 輸出入額
(単位:百万円)

昭和年	輸出(A)	輸入(B)	輸入超(B-A)
21	2,259(-100)	4,067(-100)	1,808
22	10,152(-449)	20,270(-498)	10,118
23	52,098(2,306)	60,291(1,482)	8,192
24	169,332(7,496)	284,479(6,995)	115,145

(注) かっこ内は昭和21年を100とした指標。

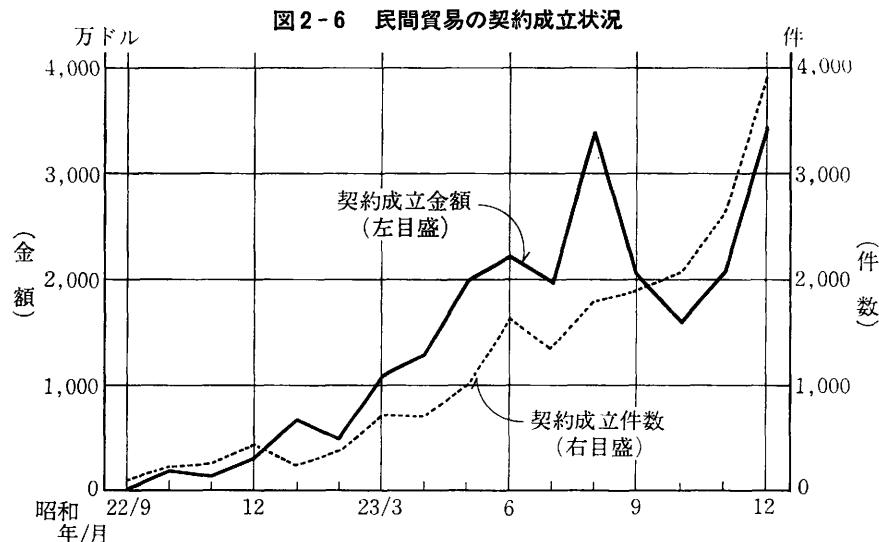
(出所) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和23年12月、621ページ、および同「日本銀行特別経済月報」計表、昭和24年中、730ページ。

のドル建て価格に最低価格制度(Floor Price System)が採用され、最低価格以上で取引が成立した場合には、同価格との差額に対し輸出奨励を加味して一定の割合で輸出業者に円貨が支給されることになった。最低価格制度について本行は、「結果的に見れば本制度は商品別複数レート(P・R・S)と同作用を持つものであると云うべく、此意味に於て本制度の全面的実施は我国物価体系の国際物価体系への接近を促進すると共に、単一為替レート設定への準備階梯であるとも云い得る」と評価した。その後、10月半ばに、商品別に円・ドル交換比率を定め、輸出ドル価格から自動的に円価額を決定する価格比率制度(Price Ratio

⁽¹⁶⁾認められた。制限付民間貿易開始

1周年に当たる8月15日からは、
外国バイヤーとわが国輸出業者と
が直接契約を結ぶこと(いわゆる
B・S コンタクト方式)が認め
られるようになり、⁽¹⁷⁾自由貿易への
⁽¹⁸⁾移行に向かって一步前進した。

昭和23年8月15日には、輸出品



(出所) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年9月～23年12月、457～621ページ。

System) を実質的に取り入れた価格算定制度 (Price Computing System) が、一部輸出品目に対し実施された。

以上のようにして、自由正常な民間貿易への移行が歩一步と進められていったが、昭和21年～24年の間におけるわが国の輸出入額は表2-13のとおりである。図2-6は民間貿易の契約成立状況を参考までに示したものである。

貿易手形制度の改正

昭和21年8月30日、本行が緊急物資輸入見返り輸出関係資金に対する優遇措置として、貿易手形制度を実施したことは前に述べた。その後、同年11月28日に、⁽²⁰⁾ 貿易庁の代行機関である日本輸出品用原材料株式会社の輸出品用原材料集荷資金・加工資金・諸掛かり資金に対し、貿易手形制度の適用を認めることにし（22年7月の制度改正に伴い廃止）、22年3月1日には、輸入食糧の委託運送所要経費調達のため代行機関が振り出した手形で、食糧管理局が認証したものを貿易手形に準じて取り扱うことにした（22年8月11日、取扱い廃止）が、貿易手形制度の大きな変更はなかった。しかし、上述のように、貿易庁の拡充強化をはじめとする政府貿易体制整備の一環として、22年4月の「貿易公団法」により4貿易公団が設置されることになったのに伴い、貿易手形制度改正の必要が生じた。

公団設置に伴う貿易金融措置について貿易庁は、昭和22年4月14日付書面で本行に申入れを行った。本行は、貿易公団の運営資金（輸出前貸・加工貿融通・輸出物資買上げ・輸出入諸掛かり融通のための資金と事業経費）に関しては、公団が最終的決済を要する場合には「貿易資金」からの借入れによることにすると、それまでの間は、資金の性質ならびに資金の節約・効率化の観点から見て、公団が約束手形を振り出して関係業者に交付し、業者はこれを市中で割り引くという金融方式によるのが適切であると考え、貿易庁のほか経済安定本部や大蔵省とも交渉を重ねた。その結果、「従来の貿易手形制度を存置することに依つて市中資金を活用し旁々従来の貿易手形に見られたる期日決済の不確実性を貿易公団の貿易資金からの借入決済の方式に依り改善するという構想」に基づき、一応、①貿易手形の振出人を貿易公団とするほかは、手形の形式や当事者関係は従来どおり

とすること、②手形期間を最長3か月に短縮することを決定し、6月3日付で支店長に通知した。

これに対し連合国最高司令部は、貿易公団が国の機関である以上その所要資金は財政資金で賄うべきであって、貿易公団が手形関係人になったり、保証行為や貸出を行うことには反対である意向を表明した。最高司令部の意見に従えば、貿易公団の輸出物資買上げ資金および輸出入諸掛かり資金はすべて「貿易資金」からの借入れによることになり、従来の貿易手形制度乙と丙の優遇措置は不要となる。輸出前貸資金についても、貿易公団は手形行為をしてはならないとすると、貿易手形甲をそのまま適用することはできない。そこで本行は、貿易手形制度と紡績加工賃手形制度を廃止する代わりに、貿易公団から輸出物資の製造・加工・集荷に関し発注を受けた業者に対する市中金融機関の輸出前貸につき優遇措置を講ずる「貿易スタンプ手形制度」を設けることにした。

この制度は貿易公団発足の日である昭和22年7月1日から実施された。その骨子は、従来の貿易手形甲および紡績加工賃手形による輸出前貸資金のみを対象とし、貿易庁の集荷指図に基づく貿易公団の発注を受けた業者が所要資金調達のため振り出した手形（期間6か月以内）につき、本行が審査のうえ手形面上にスタンプを押なつし、これを本行手形貸付担保適格として最低貸付利子歩合で優遇する（高率適用対象外）というものであった。

資金の性質が輸出前貸であるという点を除けば、貿易スタンプ手形制度は本質的にはスタンプ手形制度と同じであったが、貿易金融に対する優遇措置としては、従来の貿易手形制度と実質的に異なるところがなかった。本行の公表している貸付利子歩合の貸付種類について、新たに貿易スタンプ手形という名称を用いることなく、従来どおり貿易手形として据え置くことにしたのもそのためであろう。したがって、貿易スタンプ手形制度は新設の制度ではなく、従来の制度に改正を加えたものとして取り扱うことにして、実施1週間後の7月8日から名称を「貿易手形制度」と改めた。

改正貿易手形制度では、従来貿易手形丙によって優遇されていた輸出入諸掛かり等の運転資金は対象外とされたが、貿易公団は資金の融通または前貸が一切で

きなかったので、運転資金の調達難が問題となった。このため本行は、貿易庁の要請に基づき、22年8月22日、貿易公団から輸出入実務の委託または加工修理等の委託を受けた業者の輸出入諸掛かり資金および払下げトラック修理等資金についても、貿易手形制度を適用することにした（期間は原則として3か月以内）⁽²³⁾。

一方、輸入は昭和24年末まですべて政府貿易として行われ、政府の保管する輸入物資は国内業者の申請に応じて所要量が払い下げられたが、その代金は延納が認められ、あるいは輸出向け製品用原材料の場合は貿易手形制度を利用することができたので、輸入物資引取り資金の調達はほとんど問題にならなかった。もっとも、内需向け製品用として払下げを受ける場合は必ずしもそうとはいえないなかたので、22年8月12日、本行は、貿易公団の内需用綿花壳渡し証明書の添付されたものに限り、紡績会社の輸入原綿内需向け払下げ引取り資金に対しスタンプ手形制度の適用を認めた（手形期間90日以内）。

貿易手形の市場流通促進

上述のように、本行は貿易金融の円滑化をはかるため優遇措置を講じてきたが、貿易手形は期日に必ずしも決済されないという懸念と、輸出産業になじみが薄いなどの事情から、地方銀行は手元資金に相当余裕があっても貿易手形の割引を敬遠する傾向が強かった。したがって、貿易手形の割引はおのずと一部の大銀行に集中し、本行貸出の増加を招いたのみならず、大銀行も資金量と融資限度枠に制約されて貿易手形の割引を一部拒否せざるをえないのが実情であった。⁽²⁴⁾

もともと、貿易手形制度とスタンプ手形制度は、輸出産業部門および緊要生産部門に対する資金供給を円滑にすると同時に、本行がスタンプを押なつすことによって手形に市場性を与える、割引市場育成の礎石にすることをねらいとしていた。それにもかかわらず上記のような状況であったので、本行はこれら手形の市場流通を促進し、市場資金を効率的に活用することにより本行貸出の抑制をはかるとともに、割引市場の育成に資するため次の措置をとることにし、昭和22年12月4日、各支店・事務所に通知した。⁽²⁵⁾

イ、貿易手形およびスタンプ手形による融資残高の多い銀行に対し、両手形の市

中再割引を積極的にあっせんする。

- ロ、市中再割引のあっせんと併行してビル・ブローカーを活用する。
- ハ、貿易手形制度とスタンプ手形制度を信託会社・金庫にも適用する。
- ニ、市中銀行の貿易手形とスタンプ手形の再割引は、「資金金融通 準則」上とくにインターバンク・ローンと見なさず、手形の割引として取り扱う（これにより再割引をした銀行は枠外承認を受けることができる）。

信託会社と農林中央金庫に対する貿易手形・スタンプ手形両制度適用の件は12月9日に、商工組合中央金庫に対する貿易手形制度適用の件は翌23年5月4日に、各支店・事務所に通知された。

ビル・ブローカーの活用については、昭和23年8月2日、短資業者が積極的に手形の売買・仲介に従事できるようにするために、短資業者が市場資金の回収等により資金不足に陥ったときは、本行が一定限度内で一時つなぎ資金を供給することにした。その際、短資業者の取り扱う手形は本行再割引適格商業手形、スタンプ手形、貿易手形、公団認証手形、復興金融金庫保証手形に限られたが、翌24年10月20日、⁽²⁶⁾本行が適当と認める公団証明付手形も加えられた。公団認証手形とは、23年2月～3月に新設された5公団（食糧配給・酒類配給・飼料配給・油糧配給・食料品配給）に対し物資等を売却した業者に対する代金決済のため、業者が振り出した約束手形（受取人は業者の取引先銀行）に公団が物資等買入れの事実を証明する認証印を押した手形である。この手形によって業者が取引先銀行から融資を受けたときは、本行は公団認証手形を手形貸付担保適格として取り扱う（国債・スタンプ手形・貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合を適用、高率適用対象外）ことにし、23年3月26日から実施した。この扱い（公団認証手形制度）は6月1日から既設6公団（配炭・肥料配給・石油配給・価格調整・産業復興・船舶）にも適用されることになったが、公団所要運転資金の大半が公団認証手形で賄われるようになり、復興金融金庫の負担が軽くなったことは注目されよう。⁽²⁷⁾

民間貿易開始に伴う貿易手形制度改正

昭和22年8月の制限付民間貿易開始後、同年12月15日から、民間輸出貿易の一

部經理事務（信用状接受の通知、船積み書類の審査、外貨手形の振出等の事務）が市中銀行に移譲されるとともに、従来は政府貿易であると民間貿易であるとを問わず、すべて貿易庁の集荷指図等に基づいて貿易公団が発注していたのを、12月15日以降、民間貿易については貿易庁が直接業者に発注することに改められた。これに伴い、本行も12月15日に貿易手形制度を次のように改正した。

イ、貿易手形をAとBに区分する。

ロ、貿易手形Aは、貿易庁から民間貿易に基づく輸出物資に関し発注を受けた業者に対する輸出所要資金の融通（手形期間6か月以内）に適用する。

ハ、貿易手形Bは、(イ)貿易公団から政府貿易に基づく輸出物資の製造、加工または集荷に関し発注を受けた業者に対する輸出所要資金の融通（手形期間6か月以内）、(ロ)貿易公団から輸出実務の委託または加工修理等の委託を受けた業者に対する輸出入諸掛かり・加工修理費等の融通（同3か月以内）に適用する。

ニ、手形貸付担保適格扱い、貸付最低利子歩合の適用などの優遇措置は従来どおりとする。

その後、23年8月15日から、わが国輸出業者が契約当事者として直接外国業者と取引することが認められるようになったので、同月16日、貿易手形Aの対象を「貿易庁から輸出物資に関し発注を受けた業者」から「外国輸入業者との間に……輸出契約をなした業者」に改めるとともに、貿易手形の確認資料などについても所要の改正を行った。

そのころには、後述のように、対日占領政策の転換はもはや動かし難いものとなり、日本経済の復興・自立化の要請が強くなってきた。昭和23年11月19日、経済安定本部貿易局が「連合国への援助に応え、日本経済の自立化を促進するため、……全国力をあげて輸出の振興に努める」とし、「貿易振興対策（案）」を取りまとめたのは、⁽²⁸⁾ そのような情勢の展開を反映するものといえようが、同対策案には、輸出振興策の一つとして貿易金融をいっそう円滑にする方策が掲げられていた。

経済安定本部の貿易金融円滑化に関する施策案は、貿易庁・大蔵省・本行とも協議のうえ策定されたものであった。本行は再度同案を検討した結果、輸出業者

から直接発注を受けた輸出物資の製造業者および集荷業者にも、貿易手形制度を適用することにするとともに、政府貿易についても、貿易公団の発注を受けた集荷業者から輸出物資の製造・集荷につき直接受注した業者に対し貿易手形制度を適用することにし、昭和24年1月15日から実施した。このように貿易手形の適用対象を拡張し、いわゆるメーカー貿手を創設したのは、機械その他の輸出品に関しては契約金額が多額に上り、輸出業者が単独で所要資金を調達することが困難な場合が生じており、むしろ受注製造業者の中に信用能力の十分なものが少なくなかったので、製造業者に直接貿易手形を振り出させて、所要資金を調達させたほうが適切であると考えられたからである。

なお、昭和24年2月1日以降、輸出向け国有綿花・原毛の民間払い下げが行われるようになったので、2月1日から、本行は輸出向け綿製品・毛製品の製造業者、加工業者（輸出業者から直接加工委託を受けた者）および集荷業者の製造・加工・集荷資金にも貿易手形制度の適用を特に認めることにした。また、輸出向け綿製品製造の円滑を期するため、ランニングストックとしての原綿を払い下げることになったのに伴い、6月27日、輸出向け綿製品製造用ランニングストック原綿引取り資金にスタンプ手形制度を適用することにした（手形期間3か月以内）。

表 2-14 貿易手形・公団認証手形・スタンプ手形関係本行貸出残高

(単位：億円)

昭和 年／月末	割引手形 貿易手形	手 形 貸 付		
		貿易手形	公団認証 手 形	スタンプ 手 形
22／6		12		
12		3		
23／6		16	24	n.a.
12		35	130	14
24／6	34	23	126	n.a.
12	78	49	85	330

(注)1. 昭和24年4月1日以降、一定の条件を備えた貿易手形は本行割引適格手形として取り扱われることになった。

2. スタンプ手形を担保とする手形貸付残高は、輸入物資引取り資金のみとした。

(出所) 日本銀行保有資料「戦後の本行優遇貸出の概要」付表。

内)。その使途が輸出向けに限定され、輸出契約が成立すれば貿易手形または輸出代金によって確実に決済されるものであったからである。さらに7月19日に、内需向け輸入羊毛引取り資金についても、貿易公団の内需用羊毛売渡し証明書を添付することを条件にして、スタンプ手形制度の適用を認めた（手形期間5か月以内）が、これは22年8月

の輸入原綿内需向け払下げの例に準じた措置である。

貿易金融に対する優遇制度に基づく本行貸出残高は、表2-14のとおりであるが、この時期の貿易金融の大きな特色は、連合国最高司令部が外貨を管理していたので、純然たる国内金融であったことである。また、輸出面では制限付ながら民間貿易が認められるようになったとはいえ、原則として政府貿易方式が貫かれ、輸出入代金の受払いは政府の「貿易資金」によって行われていたため、貿易金融は財政資金と密接なつながりを持っていたことも、特色として挙げができる。この点と関連するが、貿易金融のほとんどは輸出関係資金の融通であったので、「貿易資金」により決済されるまでの一時的つなぎ資金の金融という性格が強かったことが、第3の特色をなしたといえよう。全面的な民間貿易への移行に伴って、貿易金融も変容を迫られることになる。

輸出入回転基金の設定

先に述べた極東委員会の「対日貿易政策16原則」は、日本の平時経済における生産力回復に寄与する生産計画を資金調達面で支援するため、外貨取得の基礎となるものとして、日本の所有する貴金属を使用することを認めていたが、制限付民間貿易が再開される前日の昭和22年8月14日、連合国最高司令部は輸出入回転基金を設定する旨発表した。⁽²⁹⁾ ①日本の対外貿易振興のため、日本が所有し最高司令部の管理下に置かれている金・銀・貴金属約1億3700万ドルを担保として、被占領国日本輸出入回転基金 (Occupied Japan Export-Import Revolving Fund) を設定する、⁽³⁰⁾ ②この基金をベースにして最高5億ドルまで信用を享受できる、というのである。最後に最高司令部は、「回転基金の設置は、日本経済自立への道における重要な一里塚である」と述べていたが、終戦後、金・外貨の運用・取得に事欠いていたわが国にとって、輸出入回転基金の設定は一大朗報であったことはいうまでもない。

戦争の終結とともに、国際収支の決済手段としてのみならず、外資導入の担保、ブレトン・ウッズ機構参加の際の払込み資金、通貨制度再建の基礎としても、戦争中に忘れ去られていた金の重要性が改めて認識された。しかし、連合国

最高司令部は、終戦直後の昭和20年9月22日付覚書により、貴金属の国内取引および輸出入を禁止または制限するとともに、同年10月1日、政府所有の貴金属と並んで本行所有の金を接収し、その処分方法が決定するまで、本行金庫に保管して司令部の管理下に置いた。これらの被接収貴金属は、27年4月28日に対日講和条約が発効するまで、管理を解除されることがなかった。⁽³¹⁾

一方、昭和21年3月31日付覚書「貴金属の買上及売却に関する件」によって、⁽³²⁾政府が本行を通じて新産金を買い上げることは認められたものの、わが国の金鉱業は戦争中に壊滅に近い状態に陥り、一挙に立直りをみるとは不可能であった。政府は戦争中に整理された金鉱山の復活をはかるなど金の増産に努めたが、⁽³³⁾インフレーションの進行によるコスト高もあって、相次ぐ金買上げ価格の引上げにもかかわらず、産金量は20年2.6トン、21年1.2トン、22年2.1トン、23年3.1トンと、かつての最高金産出量27トンに比べれば微々たるものにすぎなかった。

以上のような状況下で輸出入回転基金設定の発表に接して、当時の一新聞は「いわばひん死の床にある重病人に対する輸血にも等しい起死回生の策である」と記している。⁽³⁴⁾片山首相も昭和22年8月14日の衆議院本会議において、「マツカーサー元帥に対しては、国民あげて絶大の謝意を表する」と述べ、回転基金の設定は「平時経済回復の誘い水」になると語っていた。これに対し本行は、それは「洵に慶賀に耐えない」としつつも、回転基金設定の効果には限界があることを指摘し、手放しで楽観する見解を戒めていた。⁽³⁵⁾

すなわち、輸出入回転基金はクレジットそのものではなく、クレジット供与の基礎が与えられるだけであるから、それが本当にわが国経済の起死回生の妙薬となりうるかどうかは、内外経済情勢のいかんと基金の性格にかかっている。第1に、わが国輸出産業の設備や動力資源の現状から見て、回転基金による短期クレジットのほかに、別個に長期クレジットが供与されない限り、当初における基金利用の可能性は3億～3億5000万ドルにとどまると考えられる。第2に、アメリカから原料を輸入して製品化し、それをアメリカ以外の国に輸出するというわが国貿易の実情から見ると、世界的なドル不足が解消されなければ、輸出代金でアメリカからの輸入資金を賄うことができない。第3に、今後基金の回転によって

基金の純資産が増加してもその全額の引出しは認められないので、目先は当初資産の15%に当たる3000万ドル見当が食糧・機械・機械部品等の輸入に充当される可能性があるだけである。それ以上の必要物資の輸入は、回転基金を利用しないで取得した原料による輸出にまつほかないが、このような輸出はあまり期待できない。したがって、「基金の設定によって直ちに我国民の耐乏生活が緩和されるが如きは思いもよらず、基金の回転が早まり余程多額の純資産を生じない限り、耐乏生活は依然として継続されるであろう事を充分覚悟せねばならない」というのである。

輸出入回転基金は、昭和22年12月11日付連合国最高司令部回章 (Circular) 第15号によりようやく設定されたが、その当初のねらいは綿花借款を成立させることにあった。同借款の交渉は回転基金の設定と並行してすすめられ、23年5月13日に至り、基金の管理・運営に当たる輸出入回転基金管理官（連合軍最高司令官が指定）は、アメリカ銀行借款団と総額6000万ドルの米綿借款協定を締結し、6月5日に借款契約に調印した。この米綿借款による輸入綿花（1万4904俵）第1船は10月4日に入港したが、買い付けられた綿花は総数約60万俵、金額にして9414万ドルに及んだ。もっとも、輸出入回転基金によるクレジットの供与は米綿借款だけに終わり、基金設定当初に期待された効果も結局たいしたことはなかったといえよう。⁽³⁸⁾

上記の米綿借款締結と並んで、アメリカでは天然纖維回転基金法の制定が推進されていた。これは、昭和23年2月初旬に来日したアメリカ綿業使節団が、帰国後、日本に米綿を売却するため1億5000万ドルの基金を設定するよう勧告したのを契機として始まったもので、議員立法により、1億5000万ドルの回転基金(Revolving Fund in Occupied Areas)を設けて、アメリカ産天然纖維をアメリカの占領地域に供給し、それを加工製品化して輸出させ、輸出代金で基金に返済せようというのであった。この法案（「占領地域において加工され売却される農産品及び原料を購入するため回転基金を設置する法律案」）は1948年（昭和23年）6月29日に成立したが、この回転基金によるアメリカ綿花の第1回買付けは24年4月20日に許可された。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

陸軍省予算による占領地援助費を中心とするアメリカの対日経済援助に加えて、輸出入回転基金に基づく米綿借款の成立や、天然繊維回転基金による綿花の供給をみたことは、わが国経済の復興にとって重要な意義を持った。しかし、それで十分であったとはいえない。アメリカの対外援助の継続強化が要請されると同時に、民間外資の導入早期実現が望まれたのも当然であったが、そのためには解決すべき問題が少なくなかった。外国為替相場の設定はその一つであり、その前提として、通貨価値の安定と国内経済の安定、物価体系の合理化、産業の合理化を推し進めなければならなかつたといえよう。

- (1) 外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集』第4巻、東洋経済新報社、昭和25年、1~2ページ。または、日本銀行調査局編『主要財政金融関係聯合軍指令並関係国内法令』第1輯、昭和21年、65~66ページ。
- (2) GARIOA (Government and Relief in Occupied Areas). 第2次大戦後、アメリカ陸軍は占領地での広範囲な疾病または民生不安を防止し、占領行政を円滑にするため、被占領国に対し援助物資を供給した。1946会計年度までは陸軍省一般予算の中から支出されたが、1947会計年度から「ガリオア」(占領地における施政および救済)という予算科目が設けられた(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第3巻、271~272ページを参照)。
- (3) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第15巻(国際金融・貿易)、昭和51年、18~19ページ。
- (4) 昭和20年12月22日公布施行の「貿易資金設置ニ関スル法律」(法律第53号)に基づき、為替交易調整特別会計の昭和19年度余剰金から5000万円を繰り入れて設置された。上記法律により、貿易資金の運用に関する事務は本行が取り扱ったが、貿易資金に現金不足が生じた場合は同資金に貸付を行った。
- (5) 昭和24年4月に貿易特別会計に改められるまでの貿易資金収支は、累計260億円の赤字を示し、24年3月末の本行からの借入金残高は250億円に達した。貿易収支は入超を続けていたにもかかわらず、貿易資金が大幅な赤字になったのは、輸出入物資間の価格差をはじめ、輸入諸掛かりの政府負担、長期にわたる輸出入物資の保管等によるものであるが、貿易資金の赤字がインフレーション促進の一因となったことは見逃せない。貿易資金の収支については、日本銀行調査局「貿易資金の収支状況に就て」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第13巻、昭和58年、所収)425~431ページ、および、日本銀行国庫局「戦後の貿易方式及び貿易会計について」(同書同巻所収)432~442ページを参照。
- (6) 前掲『日本占領及び管理重要文書集』第4巻、6~9ページ。

- (7) 新「貿易資金」の運用も本行が取り扱うことになったが、貿易資金に不足が生じた時は、貿易資金特別会計の負担で、大蔵省預金部または本行からの借入金により一時補てんすることができるとされた。この借入金の限度は当初50億円と定められたが、その後数回引き上げられ、昭和24年4月には300億円となった。
- (8) R. M. Cheseldine to General MacArthur, "Report on Policy Matters in Connection With Military Government and Civil Affairs Activities for Japan", February 17, 1947. 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第20巻、460~463ページ、および同書第3巻、254~257ページを参照。
- (9) 昭和22年6月11日付『日本経済新聞』。
- (10) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第3巻、284ページ。
- (11) 昭和22年8月13日付『日本経済新聞』。極東委員会の「対日貿易政策16原則」については、前掲『日本占領及び管理重要文書集』第4巻、25~28ページを参照。
- (12) 昭和22年6月11日付『日本経済新聞』。
- (13) 昭和22年6月11日付『朝日新聞』社説「民間貿易の再開」。
- (14) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年6月、436ページ。
- (15) 昭和23年2月5日付『日本経済新聞』。
- (16) 上掲紙、昭和23年5月13日付。
- (17) 上掲紙、昭和23年8月11日付。
- (18) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和23年8月、570ページ。
- (19) 同上、570ページ。
- (20) 従来、輸出品用原材料を確保する機関として活動していた交易団と日本雑貨交易統制会社が解散したため、それに代わるものとして設立された会社。
- (21) 日本銀行保有資料、昭和22年6月3日付支店長あて総務部長通知「貿易公団設置に伴う貿易金融に関する件」。
- (22) 昭和21年6月の連合国最高司令部の原綿輸入許可に基づき、アメリカ商品金融会社(Commodity Credit Corporation)保管のアメリカ政府所有綿花の輸入契約が成立し、貿易庁はこの綿花を国内紡績業者に加工を委託して、製品の60%を輸出に向け、その代金で原綿輸入代金を決済することになった。本行は、21年7月5日、この紡績加工資金調達のため紡績会社が振り出した手形(紡績加工賃手形)を、商業手形に準じて再割引することにした。
- (23) このほか、①全国タオル専業者の昭和22年4月~6月加工賃(22年10月)、②貿易公団の加工委託による機織業者の輸出向け綿織物加工賃(22年11月)、③輸出綿織物染色加工業者の染色加工資金(23年1月)に対し、制度運用上の救済措置として貿易手形制度を適用したことがある。
- (24) 昭和22年4月22日現在で、本行が貿易手形認証額から推計した貿易手形市中流通額は12

億円であったが、3月末現在の本行の貿易手形貸付残高は7億5841万円に上り、貸付先は東京銀行（残高5億6811万円）のほか4大銀行（帝国・三菱・安田・住友）にとどまった（日本銀行保有資料）。貿易手形制度発足後昭和22年半ばまでの貿易手形による市中融資と本行の融資状況については、日本銀行調査局「終戦後に於ける貿易とその金融」（前掲『日本金融史資料』昭和統編第13巻所収）198～201ページを参照。

- (25) 日本銀行保有資料。
- (26) 昭和24年1月10日に創設された公団証明付手形制度は、貿易公団の物資等引渡し証明書を確認資料として、①公団から直接物資を引き取る配給業者の引取り資金（手形期間2か月以内）、②公団から直接原料を引き取り、製造または加工して公団あるいは配給機関に売却する製造業者の引取り資金（同3か月以内）につき、「資金融通準則」上甲扱いの優遇を与えたものである。公団認証手形が公団に対し物資等を売却した業者に対する金融措置であるのに対し、公団証明付手形は公団から物資等を買い取った業者に対する金融措置であった。
- (27) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、667～670ページを参照。
- (28) 日本銀行保有資料。
- (29) 前掲『日本占領及び管理重要文書集』第4巻、27～28ページ。
- (30) 上掲書第3巻、昭和24年、106～107ページ。
- (31) 昭和20年9月22日付「金、銀、有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制方に関する件」および「金融取引の統制方に関する件」（上掲書第3巻所収）41～44ページ。
- (32) 昭和20年10月1日、本行本店は進駐アメリカ軍に完全占領され、全国金融統制会および資金統合銀行関係の帳簿・書類がいっさい押収されたが、その際金・銀類の現物については店内を厳重検査のうえ、保蔵金庫の鍵が押収された（日本銀行保有資料）。日本国内において金融機関が所有している貴金属、外国通貨、外国為替証書等を日本政府が分離保管するよう命じられたのは、昭和20年10月6日付連合国最高司令部覚書「外国為替資産及び関係事項の報告方に関する件」（前掲『日本占領及び管理重要文書集』第3巻所収、45～47ページ）によってであった。
なお上記10月1日のアメリカ軍の本行本店占領の当日、本行役職員は、押収に立ち合ったごく小人数の者を除き、全員が終日本店営業所内に入ることを禁止されたため、本店の業務は事実上いっさい行われなかった。この点については当時の総裁渋沢敬三が後日『文芸春秋』（昭和27年6月5日発行臨時増刊30巻第9号「アメリカから得たもの、失ったもの」136～139ページ）に「日本銀行『本日休業』と題して回顧談を載せている。
- (33) 日本銀行保有資料。
- (34) 政府のグラム当たり金買上げ価格は、昭和21年1月20日に17円（改定前3円85銭）、22年7月17日に75円、同年9月25日に150円、23年8月16日に326円に改定された。
- (35) 昭和22年8月15日付『日本経済新聞』社説「敗戦二周年と借入金の供与」。

(36) 上掲紙、昭和22年8月15日付。

(37) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年8月、453ページ。日本銀行調査局「輸出入回転基金の我国経済に及ぼす影響」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第13巻所収)540~545ページも参照。

(38) 純花借款参加銀行とクレジット供与額。

ワシントン輸出入銀行	2900万ドル
アメリカ銀行	1000
チエース・ナショナル銀行	1000
ナショナル・シティー銀行	1000
ヘンリー・シェレーダー銀行	100

(39) 昭和23年10月6日付『日本経済新聞』。

(40) 前掲『現代日本財政史』第2巻、150ページ。

(41) 天然繊維回転基金の運営には陸軍長官が当たり、本基金による日本への綿花輸入の実施は連合国最高司令部が担当し、日本の政府（商工省、後に通商産業省）は買付け計画その他に参加した。

(6) 銀行券発行制度の改正

発券制度をめぐる論議

昭和17年（1942年）2月制定の「日本銀行法」により、わが国の恒久的な銀行券発行制度として最高発行額屈伸制限制度が採用されたが、戦時における銀行券の著しい増発のため、昭和18年度以降この制度は実質的には停止状態になっていた。戦争終結直後のインフレーションの高進とともに、発券制度が論議的になつたのは自然の成り行きであった。

昭和20年8月28日の閣議了解に基づき設置された「戦後通貨対策委員会」が、最高発行額制限制度の復活を決議、答申したことはすでに述べたが、本行も「日本銀行法」改正の一環として発券制度の在り方を検討していた。

新木本行総裁は戦時色の濃厚な「日本銀行法」を改正することに熱意を抱いており、10月11日に行われた同総裁の就任第1回目の記者会見においても、現行「日本銀行法」はナチス・ドイツの考え方によく影響されて作られたものとの観点か